

中国開発モデルの経済学： 「現実追従型」制度変遷のメカニズム（*）

陳 雲
森 田 憲

はじめに

本稿では、東アジアモデルに焦点をあて、「中国は東アジアモデルの仲間入りができるか」という命題の検討を試みることにする。

権威主義開発体制の特徴は「高い経済成長（高い成長率と「成長の共有」を同時達成しなければならない）と低い政治参加」のように概括できる。したがって、体制移行期の中国の中心となる課題は「経済建設」であり、制度の民主化ではない。にもかかわらず、そうした「経済建設」を目的として起きた経済システムの転換は、経済分野に限定されるものではなく、より深く社会的、政治的、分野に関わっていくこととなる。その結果として、「権威主義が権威主義に反対する」というロジックが現れることとなった（東アジアモデルにおける「権威主義体制」については、陳雲・森田憲（2009a）参照）。漸進主義路線をとった中国の民主化改革は「理念先行型」ではなく、「現実追従型」と考えられる。本稿では、経済面の「東アジアモデル」の諸特徴に照らして、「中国が東アジアモデルの仲間入りができるか」を検討してみることとする。

本稿では、以下第1節で、鄧小平開発体制の複合性を概説し、第2節で中国における開放体制の確立、その特徴を東アジアモデルに照らして明

らかにする。第3節では、中国経済開発モデルの「挙国体制」の特徴の解明にあてられる。主たる焦点は、低コスト製品の競争力の背後にあるリスク伝導メカニズムと、中国製品を「価格競争力」から「技術競争力」へ転換させる課題の分析にあてられる。第4節は体制移行の諸問題についての検討を試みる。体制移行の推進力、後発の利益と不利益の諸問題、文明の「挑戦—応戦」能力等である。第5節は、「現実追従型」制度変遷メカニズムの展開を描いてみることにする。とりわけ以下の三大問題、すなわち、（一）労働者権益保護と「新型労働組合」の誕生、（二）農民代表権問題の顕在化、（三）環境権確立の必要性、である。そして最後に、簡単なまとめが付け加えられる。

1. 鄧小平開発体制の複合性

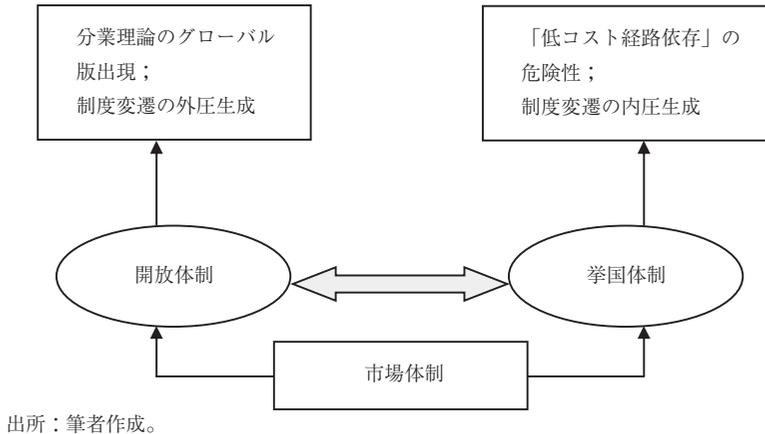
1978年以降の中国の経済開発モデル（鄧小平開発体制）の特徴は以下の三つに概括できる。すなわち、（一）「挙国体制」（一種の極端な「開発主義」）。（二）「開放体制」（毛沢東時代の閉鎖体制と対照的である）。（三）市場経済化体制（計画経済体制からの移行）、である。鄧小平開発体制は一種の権威主義開発体制であり、その上に、開放体制、挙国体制、市場経済化体制が入り混じって相互作用しているものと考えられる（第1図）。

* 本稿は、われわれによる以下の3冊の書籍すなわち、Chen, Yun (2009), *Transition and Development in China: Towards Shared Growth*, Aldershot, Ashgate Publishing. Morita, Ken and Yun Chen (2009), *Transition, Regional Development and Globalization: China and Central Europe*, New Jersey, World Scientific Publishing. 森田憲・陳雲 (2009), 『中国の経済改革と資本市場』、東京、多賀出版、所収の論文に加筆修正を加えたものである。上記2冊の英文書籍に目をおし貴重なコメントを寄せられた、(順不同に) バベル・ボジク教授 (ワルシャワ経済大学)、ステイブン・ローズフィールド教授 (ノースカロライナ大学チャペルヒル校) にこの場をお借りして衷情より厚くお礼を申し上げたい。また本稿は、「上海哲学社会科学企画プロジェクト (2007)」、「中国教育部人文社会科学企画プロジェクト (2008)」、「中国教育部哲学社会科学重点プロジェクト (2007)」および科学研究費補助金 (課題番号: 20530242) による研究成果の一部である。上記諸事業に対して、併せて厚くお礼を申し上げたい。なおまた、加筆修正の機会を与えて下さった『広島大学経済論叢』編集委員会にこの場をお借りして厚くお礼を申し上げたい。いうまでもなく、本稿に含まれているであろう誤謬は筆者たちのみが負うべきものである。

中国の市場経済化体制とは、生産要素の流動化、価格機構の確立、国有企業の「普通の企業」への回帰等から成り立っている。市場経済体制は、情報の対称性やインセンティブ等の面で計画経済体制より有効であると同時に、競争原理をつうじて企業の効率の向上および社会全体の福祉の向上をもたらしたものと思われる。

したがって、市場経済体制は、開放体制とかなり合致するものといえるが、挙国体制とは矛盾する側面をもっている（たとえば消費者主権と生産者主権との相違）。しかし体制移行期の中国では、このような本来共存しにくい体制がさまざまな形で混在しているのが現状である。

第1図 鄧小平開発体制の複合性



1-1. 市場経済体制と開放体制について

開放体制は、いわば「エントロピー法則」を打破する唯一の選択肢である¹。

経済発展にとって、開放体制は一種の有効な刺激モデルでもある。開放体制のもとで情報の交流が拡大し、生産と消費の両面に刺激を与え、市場規模の拡大が実現できる。またグローバルな規模で分業と交換の関係が発達し、技術進歩と効率の改善に寄与することになる。言い換えると、分業がグローバルな規模に拡大していったものと考えることができる。他方、原始的の部落体制、伝統経済体制、計画経済体制、および輸入代替を中心とする工業化戦略等は何れも閉鎖的な特徴をもち、結果もまた正反対である。

開放体制はまた、「制度変遷の外圧」をもたらし、内部におけるインセンティブが不足している状況で、いわば代替的制度供給装置としての効果を発揮することができるものと思われる（第4節参照）。

1-2. 市場経済体制と挙国体制について

中国の挙国体制は毛沢東時代に確立された。第二次大戦後、新興国民国家が展開するキャッチアップ戦略は、挙国体制の特徴をもつものと考えられる。資源が限られた条件のもとで、挙国体制はやむをえない選択であり、一定の有効性が認められる。しかし危険性も潜んでいる。すなわち、一定の時期に一定の方法で「対応策」を講じなければ、挙国体制には限界が画され、破綻する可能性が大きい。たとえば、毛沢東開発体制においては、分野ごとに閉鎖的に形成されており、いわば利益還元の可能性が封じ込められたといえよう。したがって、長く続ければ、犠牲を払った分野は結局維持できなくなる（農業、農村がその例である）。挙国体制はいわば戦時体制のようなものであって、長期にわたって維持することは非現実的である。その意味で、30年間閉鎖的な計画経済体制を実施してきた中国経済の破綻は必然的な結果といえるだろう。

¹ この点については、Chen, Yun (2009) 参照。

1978年以降の中国経済の発展の類型も挙国体制の一面をもっている。漸進的改革であるためにその名残を一気に取り払うことができない。そして、1978年以降の中国も第二次大戦後と同様に資源が限られており、挙国体制の維持には現実的な必要性があったのである。現時点で、改革開放政策は30年近く経過しているが、その間に対応策を講じなかったわけではない（たとえば、西部大開発、東北老工業基地振興戦略、中部台頭新興戦略等）が、地域格差・所得格差の継続的拡大、「開発優先主義」のもとでの環境破壊等諸問題の存在は事実であり、さらに対応策を講じなければならない。さらにまた、挙国体制のもとですすめられてきた外需依存型の中国の高度成長の背後には、固有のリスクすなわち「低コスト経路依存」の危険性が潜んでいるといつてよい。

具体的には、第1に、内需不足と貿易摩擦が同時に発生した。第2に、「環境コスト排除」の負の外部性が現れた。国民の健康被害とエネルギー・資源消費型の発展モデルの硬直化がその代償である。そして第3に、「生産者主権」が次の面で経済的影響をおよぼす。すなわち、(1) 過剰投資と資産バブルを惹起する危険性、および(2) 産業製品の技術力の不足問題である。

概していえば、鄧小平開発体制のもとで、中国の市場化に向かう体制はそれぞれ開放体制と挙国体制とが複合しており、対内直接投資の誘致と貿易の拡大をもたらしたと同時に、さまざまな副作用も発生しつつあることは否定できない。この状況を改善するためには、従来の「低生産コスト経路依存」にメスを入れなければならない。そして、その延長線上で、新たな「現実迫随型」制度変遷メカニズムが、経済、政治を横断する形で現れてくるものと考えられる。

2. 中国における開放体制の確立

2-1. 中国における制度環境の変化

1949年以降、国際情勢は新生中国の開発路線の選択に多大な影響を与えた。まず、1950年に朝鮮戦争が起こり、米国が対台湾防衛を強化した。東西の冷戦が明瞭になって以降、中国は「ソ連一辺倒」の戦略を選択し、ソ連型社会主義開発モデルを全面的に導入することとなった。また、第二次世界大戦の時期に築かれた毛沢東の個人的威信は戦後になっても強大な影響力を發揮した。

1950年代末、中ソ関係は急速に悪化し、毛沢東

第1表 毛沢東思想と鄧小平理論の比較

毛沢東思想	鄧小平理論
平均主義、大釜の飯	先富論、反平均主義
行政集権、中央集権	分権化、市場化
公有制（国有制、集団所有制）	所有制の多様化
閉鎖体制下の自力更生（輸入代替戦略）	対外開放（輸出促進、外資誘致）
理想主義	実用主義
大衆路線（「鞍鋼憲法」は一例）	専門家治国
政治優先	経済優先
急進主義	漸進主義
人治主義	法治主義

注：「鞍鋼憲法」の由来は次のとおりである。1960年3月、毛沢東は鞍山鉄鋼所企業管理に関して、「二参加、一改革、三結合」の制度作りを提示した。「二参加」とは幹部が労働に参加、労働者が管理に参加することをさし、「一改革」とは、不合理な規定・制度を改革することをさす。そして、「三結合」とは、労働者、幹部および技術者の結合・合体をさす。1961年の「国営工業企業工作条例」（通称「工業七十条」）はこの管理制度を正式に承認し、工場党委員会指導下の従業員代表大会制度の作成を決定した。それによって企業の行政管理部門が監督下におかれ、官僚主義が克服され、企業の民主的管理が前進することをねらったものである。実際、「鞍鋼憲法」は、中ソ関係悪化以降、ソ連式工場長が全責任を負う管理法と対立するものとして提出された一面も存在する。また、従来の毛沢東による「大衆路線」重視の観念も働いたものと思われる。

出所：筆者作成。

は再び「自主独立・自力更生」開発戦略を全国によびかけ、中国の開発モデルをソ連型から毛沢東型へ切り替えたのである。「毛沢東思想」（大衆路線、精神主義、平等主義等）は、その後の毛沢東開発体制の中で鮮明に反映されることとなった。

1978年以降、中国は「(中国特有の) 社会主義建設」期に入る。開発戦略の主要な目標は、「経済の近代化」、「人民の生活水準の向上」および「国際的地位の向上」に変わった。中国の国際的地位を意識したうえで、中国はこの時期以降、閉鎖的な体制のなかで社会主義を建設する道に終止符を打ち、開放体制に向かって邁進することとなった。

2-2. 毛沢東思想と鄧小平理論の比較

1978年以降の中国の開発体制は、依然として「権威主義開発体制」の域を出ていない（時には中国以外の研究者によって「開発独裁」ともよばれる）。しかし、鄧小平開発体制は明らかに毛沢東時代と異なったものである。第1表は、毛沢東思想と鄧小平理論の比較である。

1978年以降の鄧小平開発体制は「東アジアモデル」の一種だと考えられる。というのは、両者の間にはかなりの共通点が認められるからである。

東アジアモデルの大きな特徴は、いわゆる「政府主導の経済開発モデル」だということにほかならない。末廣による「開発主義」の定義は次のようなものである。すなわち、経済開発のスローガンのもとに、国家や民族の利益を個人や地域利益の上位におき、国家による特定の目標（一般的にこの目標は工業化である）のもとで、人的、物的その他資源を動員・管理することによって、経済の高度成長を実現し、国力を強化させる開発モデルである²。

また、東アジアモデルの具体的特徴は、次のとおりである。

第1は、市場を主体にし政府が経済開発に積極的に介入するメカニズムだということである。したがって、一種の「混合経済体制」である。政府が拡張的財政政策をつうじて、道路や港湾建設な

どのインフラを整備し、マクロ経済における総需要を高める。また政府が各種の中長期経済計画を作成し、国土の均衡のとれた開発をはかる。たとえば、戦後日本の「全国総合開発計画」(1965年-)、およびインド(1951年-)、タイ(1960年-)、韓国(1962年-)、インドネシア(1969年-) 諸国の5ヵ年計画、マレーシアの新経済計画(1971年-)等がその典型的な事例である。

第2は、輸出指向の対外開放政策だということである。貿易や対内直接投資の奨励をつうじて、自国の発展に必要な技術、資本、人的資源、経営のノウハウ等を獲得するのである。たとえば、(旧) 通商産業省(日本)の設立(1949年)は輸出指向型工業化戦略のための準備であり、韓国の外資導入法(1965年)、マレーシアの投資奨励法(1968年)などは外資奨励のための法的環境の整備であった。

第3は、高い教育水準、高い教育投資という特徴である。

第4は、高い貯蓄率、高い投資率である。

なお、高い教育水準、高い教育投資、高い貯蓄率は、後述する儒教文化と関連するものと考えられる。

第5は、成長の共有ということである。経済成長と所得分配との間には、ある種の有意な関係が指摘されている。Kuznetsが、「逆U字仮説」(すなわち経済発展とともに格差がまず拡大し、一定の時期を経てピークになり、その後徐々に縮小していく、という仮説)³を提唱し、実証研究にもとづいて当該仮説が一般化されていったものと考えられる。しかしその後、「東アジアモデル」が、当該仮説の反例を形成するものとして現れることになる⁴。いわゆる「成長の共有」である。それではなぜ「成長の共有」が達成できたのだろうか。土地改革の成功、あるいはここであげているその他の「東アジアモデル」の特徴の複合作用によるものだろうか。さらにまた、「複合作用」といっても、そこにどのようなメカニズム(要素間のロジックの関連)が働いているのだろうか。本稿の目的は中国開発モデルに関する検討であり、

² 末廣昭(1998)。

³ Kuznets(1955) pp.1-28参照。なお、Kuznetsは主に家計の間の所得格差を対象に、そうした結論に到達したが、Williamsonは国内地域間の所得格差の場合も同じく「逆U字仮説」が成立することを検証した。Williamson(1965) 参照。

⁴ World Bank(1993)。

東アジアモデルにおける諸国の経験に照らして中国開発モデルの問題点を抽出することである。そしてその場合、種々の要素間のロジックの関連が重要な役割をはたすものと思われる（なぜなら、改革の優先順位に影響するからである）。

第6は、効率的行政組織である。Weber⁵のいわゆる理性的、制度的「近代官僚制」の存在である。戦後日本の高度成長は、「通産省の奇跡」(Johnson)⁶とよばれたとおり、効率的行政組織が経済開発に積極的に介入するメカニズムである。(あるいはまた、たとえば、台湾の体制移行における職業的技術官僚組織の役割を参照されたい)。

第7は、儒教社会という共通の文化的背景である。周知のとおり、Weberは、資本主義の発展において、宗教文化がもつ重要な影響を強調した⁷。しかし一方で、西洋の新教が積極的な役割をはたしたのに対して、東洋の儒教は「神との契約」観念や「現世との緊張対立」感がいないため、消極的な存在と結論づけた⁸。さらにはまた、原因分析はさまざまだが、儒教が経済停滞の要因と論じる研究も多くみられる。しかし1970年代以降、「東アジアモデル」が成功したことによって、「儒教と資本主義精神」の関連性を証明したという意味で、「裏返しのウェーバー命題」が成立したのではなからうか。一部の学者は「新儒教国家」(Neo-Confucian Countries)の概念を提示し、東アジア地域の高度成長の原因をアジア的倫理（たとえば、人間関係が重視され、人的ネットワークが活用される等）と結びつけている⁹。

余英時は、「中国で資本主義が発達しなかった理由は世俗内の禁欲の倫理が欠如していたためではなく、政治と法律が合理化の過程を経ていなかったためである」と述べた¹⁰。また樊綱も、中国の伝統的な文化は倫理を重視するあまり、「法的精神」に欠け、西洋文化に比べ、非公式の制度（慣行、道徳倫理、イデオロギー等）の属性が強いと述べ、そうした非公式の制度の属性の強い中国伝統文化（儒教を中心に）は資本主義経済の発展を阻害したと主張した。そして一方で、海外華人の経済面での成功は、内面における勤勉という文化的美徳と外面に存在する法的秩序の結合によるものと説明している。したがって、今後の中国の制度的進化の方向はあくまでも「法的精神」の導入であり、その到着点は「理性的な制度」である。そして、「理性的な制度」の役割は財産権の保護、情報の非対称性の除去、取引費用の軽減にほかならない¹¹。

これらの説は「立憲経済学」(Constitutional Economics)につうずる議論といってよい¹²。当然、われわれもまた法的秩序の重要性は十分に認識しているが、東アジアモデル諸国が経験した賢明な「権威主義体制」の場合、政治的分野と経済社会的分野が二分され、少なくとも政治的分野ではエリートグループが、かなりの程度、法律の代わりに秩序の擁護者となったのである。したがって、東南アジアモデル諸国と東アジアモデル諸国を比較してみれば明瞭なように、移行期における官僚集団のあり方が成否の分かれ目となったといえるかもしれない。

⁵ Weber (1968) .

⁶ Johnson (1982) .

⁷ Weber (1958) .

⁸ Weber (1964) .

⁹ Kahn (1979) .

¹⁰ 余英時 (1991)。

¹¹ 樊綱 (1997) 付録参照。同時に、樊綱は中国社会では種々の非公式の制度が盛んであるために、柔軟性をもち、かえって制度変革を容易にさせる土壌が存在していると主張した。この点は、中兼 (1979) の「緩やかな集権制」に共通しているだろう。

¹² 「立憲経済学」は、憲法・憲政の経済的効果を研究対象にするものである。中心的課題のひとつは「政府機能のディレンマ」である。すなわち、経済発展には政府の役割が欠かせないが、同時に政府が経済発展の最大の障害でもあるからである。1984年にMcKenzie が編集した論文集がはじめて「立憲経済学」の概念を提出したといわれている (McKenzie (ed) (1984) 参照)。1970年代以降、公共選択学派、法経済学派、新経済史学派、オーストリア学派等が、「立憲経済学」の発展に大きく貢献した。遡って「立憲経済学」は、Baruch de Spinoza (1632-77)、David Hume (1711-1776)、Adam Smith (1723-1790)、Friedrich von Hayek (1899-1992)、James McGill Buchanan (1919-) 等の思想や学説に受け継がれてきているといえる。

3. 中国開発モデルの問題点：東アジアモデルとの比較

開放体制と開発主義体制を両立させた中国の開発モデルは、高度経済成長をもたらした。1978年－2004年の期間にわたって、年平均GDP成長率は9.6%であった。そのうち半分以上の年のGDP成長率は10%をこえている。しかし東アジアモデル諸国に比べて、中国には明らかに多くの課題が残っているといわなくてはならない。

3-1. 経済成長と分配の公平が同時に実現できるか

1950年代に毛沢東が「十大関係」¹³を論じて以降、今日の「三農問題」に至るまで、中国社会では格差が消えたことがない。「成長の共有」は最大の懸念というべきものである（この点は後述）。

3-2. 経済発展と環境問題を両立させることができるか

環境問題は国民の健康や生活の質からみて、「環境権」という新しい人権の範疇に関わるが、生産の面においては、「資源・エネルギー消費型経済成長パターン」を改めて、持続可能な成長が可能か否かに関わるものである（この点は後述）。

3-3. 「輸出指向型工業化・貿易戦略」と外需依存の現状

外需依存は国内における経済格差問題の反映であり、「成長の共有」と同じコインの両面のような問題である（この点は後述）。

3-4. 中国の人的資源高度化の課題と教育の現状

長い期間にわたって、中国の教育支出の対GDPおよび対財政支出に占める比率はともに低い。UNESCOの統計によると、1996年の教育支出の対GDP比率は、世界平均で4.8%、先進国と発展途上国ではそれぞれ5.1%および3.6%であった。また、教育支出の対財政支出に占める比率は、それぞれ12.7%（世界平均）、12.3%（先進国）、14.8%（発展途上国）であった。しかし中国の教育支出の対GDPおよび対財政支出に占める比率はそれぞれ2.3%と11.9%しかない。先進国はもとより、世界平均および発展途上国平均の水準よりも低い状態である。

また、世界の約8億人の成人非識字者の70%がインド（34%）、中国（11%）、バングラデシュ（6.5%）、パキスタン（6.4%）に集中している（UNESCO（2003）¹⁴）。

したがって、「高い教育水準、高い教育投資」という東アジアモデルの特徴は中国では認められないようである。中国開発モデルの転換に伴い、人的資源の高度化が要求されるに違いない。

3-5. 官僚体制の問題点

行政階層の複雑性、機構簡素化問題、腐敗問題等が重要な問題として指摘されなければならない。元来膨大な官僚組織は、計画経済体制のもとで要求されたものであり、また党政一体の権威主義体制のもとで、「党組織」自身も巨大化し、「政府の二重構造」が現れたのである。

その結果、中央政府の財政支出に占める行政管理費の比率は、1978年の4.7%から2003年の19%に上昇している。対照的に、公共事業支出は11%、農業投資は5%、教育投資は2.7%しか占めていない。米国の行政管理費の比率は9.9%、フランスは6.5%、カナダは7%、日本は2.38%である¹⁵。

「党政分離」は、1980年代から唱えられた改革のスローガンだが、現実性は薄い。だが、市場経

¹³ 1956年初頭、毛沢東は1ヵ月半をかけて、社会主義建設の中心課題をめぐって、中央34部門の報告を聞いた。その後政治局が数回の討論を重ねたのち、毛沢東はこれらの諸問題を「十大関係」に総括した。4月25日の中央政治局拡大会議と5月2日の最高國務院会議において、毛はその旨の報告を行なった。「十大関係」とは、①重工業、軽工業、農業の関係、②沿海工業と内陸工業の関係、③経済建設と国防建設の関係、④国家生産単位と生産者個人の関係、⑤中央と地方の関係、⑥漢民族と少数民族の関係、⑦党と非党の関係、⑧革命と反革命の関係、⑨是非関係、⑩中国と外国の関係、であった。毛沢東の講話はソビエト・モデルに照らして、中国社会主義建設の独自性を強調したものであった。

¹⁴ UNESCOがニューデリーで発表した「全世界教育観測報告」(Global Education Monitoring Report (2003))による。

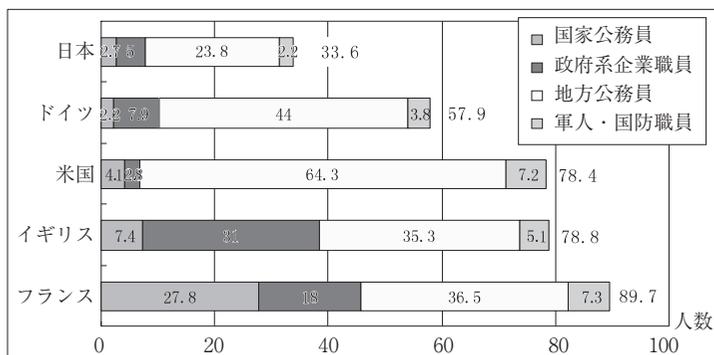
済の論理からすれば、台湾の国民党が1950年代に行なったような党務改革は（大陸）中国共産党においても、何れは、行なう必要があるだろう。しかし、タイミングが重要である。2006年には、各省で「党副書記減員」改革が行なわれている。もともと数多くの副書記（極端な場合、10名をこえる場合もある）を2名にする改革案が決められ、実行に移されている。党の正書記の権力をけん制することがねらいである。すなわち、それによって書記と副書記の総数が減り、書記たちの党常務委員会に占める比重が当然低下する。したがって、それまでの「書記弁公会議」（書記と副書記が参加）の決議——その会議において正書記が主導権を握るのはいうまでもない——がそのまま常務委員会の決議になってしまう状況（すなわち書記による独占体制が強化される状況）が変わるのである。

しかし、われわれの考えでは、この「党副書記減員」策の体制に与えるインパクトはそれほど大きくない。そうではなく、「党務改造」に際して重要なのは次のふたつである。すなわち、第一に、「技術官僚治国」の理念にそって、党内幹部の構成をそうした方向にシフトさせることである。膨大な数存在する専任党幹部を、政治の中核から切り離すことが不可欠なのである（この点については「台湾の経験」が参考になるだろう）。そして第二に、「党国体制」のもとで、各レベルの党組織の頂点に立つ党書記を効果的に監督できるシステムの形成こそ長年の難問だということである。これまでの方策として、たとえば党の規律委員会を横の

連携の強い体制（規律委員会書記は同レベル党組織の副書記がつとめる。したがって、自分より上位にいる書記を監督するのは事実上不可能となる）から垂直的な指導体制の重視に改める等の措置が講じられたが、効果は限られたものと思われる。なぜなら、規律委員会の書記（およびメンバー）もまた「私的利益」を求める人々であり、党の体制自身が開放性・透明性のあるものに向かわなければ（たとえば直接選挙の導入）、集権制のもとで随時腐敗が発生するに違いない。実際、これまで摘発された腐敗事件のなかで、規律委員会の書記自身関わっているケースがかなりの数にのぼっている。警鐘はすでに鳴っているのである。

国の指導部が事実上党組織であるかぎり、党組織体制の健全化こそが鍵を握っている。われわれの考えでは、「党国体制」（すなわち権威主義体制）の維持を前提として考えられる党の改革案としては、基層党組織における書記の直接選挙を導入する以外には道がないように思われる（時間をかけて徐々に直接選挙のレベルを引き上げていくのである）。中国では、「党内民主化」がつねに強調されてきたが、これまでのところ有力な手立てを打ち出すことができず、「体制の腐敗」の状況もいっこうに変わる気配がない。党が政治の中核であるとするれば、党内民主化の社会全体に与える波及効果もまた大きいだろう。では、どのようにして真の「党内民主化」が実現するのだろうか。われわれが強調したいのは、この場合もまた有効な方策は直接選挙だということである。

第2図 国民千人当りの公務員数の国際比較



出所：（日本）総務省。

¹⁵ 中央党校李俊傑教授が行なった「科学発展観」に関する講座内容による（2007年3月）。

議論を戻すこととして、東アジアモデルの代表である日本の場合をみてみよう。東アジアの日本は欧米諸国に比べて、さらに機構簡素化を達成していることがわかる（第2図）。日本の国民千人当たりの公務員数が最も少なく33.6人であるのに対して、最も多いフランスは89.7人に達している。戦後、「政府主導の経済成長路線」をとった日本において、公務員の比率がこれほど低いのは、ある意味で、意外な数字だが、東アジアモデルが強調する「効率的行政組織」が確かに存在する証拠でもあるだろう。

3-6. 腐敗問題

次に腐敗問題をとり上げることにしたい。

中国の腐敗は体制的腐敗であり、したがって唯一の解決策は制度の再構築である。2005年4月に成立した『中華人民共和国公務員法』（2006年1月1日より実施）のなかに、「公務員財産申告制度」が最終的に盛り込まれなかったことは大きな欠陥だといわざるを得ない。およそ240年前（1766年）にスウェーデンで発祥した「公務員財産申告制度」は、その後各国で採用され、腐敗防止に重要な役割をはたした。

中国では1995年5月25日、中国共産党中央弁公庁（官房）と國務院弁公庁（官房）が共同で『党政機関県（所長級）以上幹部の収入申告に関する規定』を發布した。この規定は、中国で最初の、幹部を対象にする収入申告規定だったが、制度設計に欠陥が多すぎたため、真の実施に至っていない。一方、1993年に發布した「公務員試行条例」は、12年を経てようやく正式な法律作りに入ったが、学者や一般の人々が大きな期待をかけた「財産申告制度」は、最後に至って流産した。このことは中国の官僚集団の、既得権益団体としての、強い影響力を物語っている。

中国の腐敗問題は、現行の「権威主義的官僚体制」と密接な関係にある。そして、中国社会に広がる腐敗問題が解決できなければ、中国はMyrdal

第2表 腐敗指数：世界順位39位リスト（2005年）

世界順位	国（地域）名	世界順位	国（地域）名
1	アイスランド	21	チリ
2	フィンランド		日本
	ニューージーランド	23	スペイン
4	デンマーク	24	バルバドス
5	シンガポール	25	マルタ
6	スウェーデン	26	ポルトガル
7	スイス	27	エストニア
8	ノルウェー	28	イスラエル
9	オーストラリア		オマーン
10	オーストリア	30	アラブ首長国連邦
11	オランダ	31	スロベニア
	イギリス	32	ボツワナ
13	ルクセンブルク大公国		カタール
14	カナダ		台湾
15	香港		ウルグアイ
16	ドイツ	36	バーレーン
17	米国	37	キプロス
18	フランス		ヨルダン
19	ベルギー	39	マレーシア
	アイルランド		

出所：Transparency International（www.transparency.org）

のいわゆる「ソフトな国家」となる可能性がある¹⁶。「ソフトな国家」とは、非効率で腐敗した官僚体制を指すが、Weberは、中国の秦朝から清朝までの公私混同体制を「家産官僚制」とよんでいる¹⁷。「世界経済フォーラム」は、毎年の「国際競争力報告」の中で、「公共機構すなわち政府の質」という評価指数に腐敗問題を含めている。腐敗問題はすでに中国の国際競争力後退の重要な原因となっているのである（この点は後述）。

3-6-1. 腐敗問題の国際比較

第2表と第3表は、Transparency International¹⁸

¹⁶ Myrdal (1968) .

¹⁷ Weber (1964) .

¹⁸ 1993年に創立された国際的反腐敗NGOである。本部はベルリンにあり、世界100以上の国と地域に機構を構えている。各国の「腐敗指数」は、各種世論調査、学術的研究、ビジネス関係者などの意見にもとづき総合的に評価した結果作成されるものである。

第3表 腐敗指数：アジア・太平洋諸国の比較(2005年)

域内順位	世界順位	国(地域)名
1	2	ニュージーランド
2	5	シンガポール
3	9	オーストラリア
4	15	香港
5	21	日本
6	32	台湾
7	39	マレーシア
8	40	韓国
9	55	フィジー
10	59	タイ
11	77	ラオス
12	78	中国
		スリランカ
14	85	モンゴル
15	88	インド
16	107	ベトナム
17	117	ネパール
		フィリピン
19	130	カンボジア
20	137	バブアニューギニア

出所：Transparency International (www.transparency.org)

が発表した2005年の調査結果である。第2表によると、世界順位39位までの中に、東アジア諸国・地域のうち、シンガポール(5位)、香港(15位)、日本(21位)、マレーシア(39位)が入っている。他方、アジア・太平洋諸国の順位をみると、アジアNIEsや日本が比較的上位に入っているのに対して、中国は世界で78位、域内で12位であった(中国の2004年世界順位は66位、2006年は70位である)。「成長の共有」をはたした日本やアジアNIEsは、腐敗問題の解決にも良好な実績を残したことがわかる。

3-6-1(2). 腐敗の多い分野

中国中央規律検査委員会が、2004年に各地の地方規律検査委員会と統計部門に委託し、北京、黒竜江、河北、江蘇、江西、湖北、広西、広東、四川、新疆など10の省・直轄市・自治区で「党の腐敗度

第4表 「党の腐敗度調査」(2004年)

順位	関心分野	腐敗の多い分野
第一位	雇用問題 (51.42%)	建設工程分野 (38.54%)
第二位	社会保障問題 (34.67%)	公安・検察院・裁判所分野 (38.53%)
第三位	政府清廉、反腐敗問題 (32.2%)	医療分野 (29.24%)
第四位	医療制度改革問題 (31.46%)	教育分野 (26.13%)
第五位	青少年教育問題 (28.77%)	組織人事分野 (21.2%)

出所：新華社ネットサイト(北京2004年1月26日)。

調査」を行なった(第4表)。その結果、腐敗問題に対する関心は、雇用(51.42%)、社会保障(34.67%)に次いで第三位(32.2%)であった。

腐敗の多い分野をみると、第一位は建設分野(38.54%)、第二位は公安・検察院・裁判所分野(38.53%)、第三位は医療分野(29.24%)、第四位は教育分野(26.13%)、第五位は組織人事分野(21.2%)であった。

われわれのみるところでは、中国の腐敗は地域によって特徴が異なる。(1)経済先進地域では、往々にして「官商一体化」的腐敗が現れる。先に示したように、国民は、「建築プロジェクト」分野での腐敗が最も深刻だと認識している。(2)一部の後進地域では、「官職の売渡し」現象が目立つ(これは「組織人事分野の腐敗」である。各地で党書記等党内の有力者による官職売買ケースが多発した)。(3)基層農村地域では、経済が遅れているし、官職を売渡す資源もないため、農民が直接的被害者となる(賄賂強要現象として現れる)。

3-6-1(3). 腐敗問題の社会的リスク

「権威主義体制」のもとで、腐敗の副作用は社会の動員度を高め、時として制度保障能力を突破する可能性がある。そして、その場合、社会的不安定の発生は不可避となる(Huntington(1968)の「社会的安定=制度保障能力/社会動員度」の関係を参照)。たとえば、1989年の天安門事件の発生は社会的腐敗現象、とりわけ「官倒」現象の深刻化に刺激された面があることは否定できない。

しかし、腐敗問題は一定の条件下では、あまり

目立たなくなる。あるいは民衆の容認度が高くなる。たとえば、(1) 経済発展の初期段階に、人々は雇用機会の保障や収入増加、生活水準の向上が顕著であれば、「腐敗は経済発展の潤滑剤」とみてしまう傾向がある（とりわけ体制移行の旧社会主義国では、何もかも規制が厳しいため、このような認識がさらに一般化したといえる）。たとえば、Myrdalは、発展途上国において腐敗に使われた資金を「スピードマネー」とよんだ¹⁹。すなわち、官僚組織の効率をアップさせる効果があるものとみなされたのである。また、(2) 経済発展が中間段階以降にすすんだ場合、もし経済成長が順調にすすみかつ所得分配が相対的に公平に行なわれている場合には、腐敗の問題は知識人の批判や学生運動の目標にさらされるが、一般大衆の関心を広く集めることは難しい（たとえば、権威主義体制の台湾や韓国の場合）。実際に、台湾や韓国では、高度経済成長と同時に格差問題にも適切に対処し、「成長の共有」を実現したといえる。しかし台湾や韓国のモデル（東アジアモデル）を一般化できるだろうか。この点については疑問をもたざるを得ない。とりわけ中国のような多様性に富む規模の大きな国では、いっそう困難であろう。現実の中国では、「腐敗」が「成長の共有」の実現を阻害していると考えられる。たとえば、各地の不動産バブルは地方官僚絡みの腐敗を内包しており、マクロ経済に歪み（とくに金融リスク問題、過剰投資問題など）を与えただけでなく、ミクロ経済の側面でも、住宅購入能力のない市民や高額な負債に悩まされる「房奴」を大量に生み出し、国民の福祉水準を著しく損なっている。さらに、このような不動産高騰という状況は、都市のビジネス・コストを急激に増大させ、都市の競争力を著しく低下させる危険性ははらんでいる（この点については、陳雲（2007b）参照）。さらに、(3) 民衆が閉鎖的な状況におかれ、完全な情報の非対称性が存在する場合である。漸進的改革がすすんでいる中国では、そうした地域がますます減っていくものと考えられる。特にテレビや携帯電話などが農村地域にも急速に普及しているため、民衆を完全に閉鎖的な状況に閉じ込めるこ

とができなくなる（仮に閉じ込めることに成功したとしても、それは当該地域の経済発展を犠牲にすることを意味する）。皮肉なことに、経済が発展しなければ、腐敗による収益も少ないが、しかし経済が発展すれば、テレビや携帯電話が普及し、経済発展に付随する腐敗現象は、通信手段の発達によって暴露される危険性が増大していく。したがって、腐敗はますますリスクの大きい「ビジネス」になっていくだろう。

「権威主義開発体制」であるがゆえに、「体制的腐敗」が付随的に存在することは不思議ではない。また「体制的腐敗」であるがゆえに、体制の転換なしには解決できないという結論になる。しかし、それでは、体制転換の原動力は現在の体制のなかから生まれるのだろうか。東アジアモデルの国々をみると、成長の共有を実現させる過程とはすなわち腐敗問題との戦いの過程でもある。中国は、「権威主義開発体制」を経験した台湾や韓国の経験をみならう必要があると考えられる（この点については第3章参照）。

さらにまた、「高い貯蓄率、高い投資率」も東アジアモデルの特徴である。中国でもこの特徴は、「拳国体制」の形態として現れている。以下具体的に述べてみよう。

4. 中国経済開発モデルにおける「拳国体制」の特徴

4-1. 「拳国体制」確立の背景

拳国体制は、中国では悠久の歴史をもっている。拳国体制というと、人々の念頭にまず浮かぶのは中国の体育体制ではなかろうか。しかし、「拳国体育体制」の起源は新中国建国後である。国家体育総局の官員李志堅は以下のように述べている、「拳国体制は国家利益を最大の目標にし、精神意志と物質資源を含む全国的資源をできる限り動員・調達し、世界先端分野あるいは国家レベルでの重大プロジェクトの完成のために築かれる工作システムと運営メカニズムである」²⁰。中国のこれまでの（2001年12月の時点で）1,054の世界記

¹⁹ Myrdal (1968) .

²⁰ 珂言 (2002)、陳雲 (2007b) および梁曉龍・鮑明暎・張林 (2006) 参照。

録、1,498の世界チャンピオンの取得はこの体制の効果であると帰結されている。

「挙国体育体制」の由来は、1984年のロサンゼルスオリンピックののち、国家体育委員会がオリンピック戦略を作成する際に、一部の幹部たちが中国の優勢な種目の迅速な台頭は挙国体制の効果にはかならないと指摘したことによる。この挙国体育体制の中身は、具体的には「ワンストップ式の訓練方式」、「全国運動競技会体制」、そして「国家チームの長期訓練体制」からなる。このような競技体育組織と管理法は「二弾一星」（原子爆弾、水素爆弾と人工衛星）開発モデルに似ていることから、「挙国体制」と名づけられたのである。その後、挙国体制は、中国の体育体制の全体をさすようになった（梁曉龍・鮑明暎・張林（2006）参照）。

一般的にいうと、発展途上国が独立を達成して以降、限られた資源の制約のもとで国づくりをすすめていくには、最大限集中的に資源を動員する必要がある。「世界記録」と「世界チャンピオン」は国家のプライドを高揚する上で効果が期待できるから、国力を集中して努力する目標に設定されるわけである。事実、新中国建国後、挙国体制は体育分野のみならず、経済開発モデルを含む社会の各分野に広がった。

1980年代の日米貿易摩擦が激しい時期に、日本は国際社会から「ウサギ小屋に住む働きバチ」と風刺された。つまり国民の「勤勉・節約」の美德を動員し投資を増加させ、製品コストをできる限り下げる日本の「挙国体制」は、貿易摩擦の根源であると暗示されたのである。そして、国民の生活状態と生活態度および政府の産業政策指向は非難的となった。日本発の「東アジアモデル」の形態を現在の中国が共有し、しかもより大きなスケールで展開していると考えられる。

4-2. 「挙国経済開発体制」の特徴

中国の挙国体制は、1978年以前には「重工業中心の開発戦略」をめぐる実施された。その後1978年以降に、何回もの転換が試みられたが、抜本的な脱却に至っていないのが現状である。

1978年以降の「挙国経済開発体制」の基本的な特徴は以下のとおりである。すなわち、（1）第

1は、国家と民族的利益の至高性である。これは地域的、個人的利益の相対的後退を意味し、したがって不均衡開発戦略の採用の「大義名分」となる。（2）第2は、強い政府主導下の開発体制である。巨大な政府投資で経済を引っ張るような積極的財政政策がその象徴的存在である。そして、（3）第3は、生産者の労働者や消費者に対する優位性である。それは計画経済体制における「生産者主権」のある種の延長と考えられる。その具体的表現として4点が指摘できる。以下順次みていくことにする。

4-2-1. 投資主導型経済成長

第5表はGDPに占める資本形成と消費の比率である。改革開放以降、中国の投資率は一旦低下したが、1982年以降上昇しはじめ、1987年—1992年の間は変動し、1993年に42.6%に達した。2000年以降は、2000年の35.3%、2006年の42.5%へと上昇傾向を示している。投資主導型経済成長方式には多くの問題が存在する。過剰投資によってマクロ経済が過熱し、しかし内需が限られているため、過剰生産能力は輸出に向かわざるを得ない。他方、消費率は1981年の67.1%から低下の道を辿り、1995年に58.1%に達した。その後中国の新しい経済上昇周期の開始といわれる2000年に62.3%に戻り、2006年にはまた49.9%へと低下している。

概して、中国の投資形成率と消費率の成長の間には整合性が認められない。消費の停滞は内需不足および輸入の伸び率の低下につながり、そして国内の生産能力は輸出に向かうこととなったのである。

先に述べたとおり、東アジア開発モデルの特徴のひとつとして、「高い貯蓄率、高い投資率」があげられる。経済発展の初期段階には、このような傾向が経済発展にプラスに働く要因として評価できる。しかし中長期的にみれば（とりわけ貿易摩擦を念頭におく場合には）、需要と供給の均衡を保つために、内需の拡大は重要な課題となる。そして、「成長の共有」を実現した国や地域だけが、堅調な内需が維持された事実留意すべきであろう。東アジアモデルの日本やアジアNIEsがその好例である。

第5表 中国のGDPに占める資本形成率と消費率

年分	GDP(億元)	最終消費(億元)	資本形成総額(億元)	貨物とサービス純輸出(億元)	資本形成率(%)	消費率(%)
1978	3,605.6	2,239.1	1,377.9	-11.4	38.2	62.1
1979	4,092.6	2,633.7	1,478.9	-20	36.1	64.4
1980	4,592.9	3,007.9	1,599.7	-14.7	34.8	65.5
1981	5,008.8	3,361.5	1,630.2	17.1	32.5	67.1
1982	5,590	3,714.8	1,784.2	91	31.9	66.5
1983	6,216.2	4,126.4	2,039	50.8	32.8	66.4
1984	7,362.7	4,846.3	2,515.1	1.3	34.2	65.8
1985	9,076.7	5,986.3	3,457.5	-367.1	38.1	66
1986	10,508.5	6,821.8	3,941.9	-255.2	37.5	64.9
1987	12,277.4	7,804.6	4,462	10.8	36.3	63.6
1988	15,388.6	9,839.5	5,700.2	-151.1	37	63.9
1989	17,311.3	11,164.2	6,332.7	-185.6	36.6	64.5
1990	19,347.8	12,090.5	6,747	510.3	34.9	62.5
1991	22,577.4	14,091.9	7,868	617.5	34.8	62.4
1992	27,565.2	17,203.3	10,086.3	275.6	36.6	62.4
1993	36,938.1	21,899.9	15,717.7	-679.5	42.6	59.3
1994	50,217.4	29,242.2	20,341.1	634.1	40.5	58.2
1995	63,216.9	36,748.2	25,470.1	998.6	40.3	58.1
1996	74,163.6	43,919.5	28,784.9	1,459.2	38.8	59.2
1997	81,658.5	48,140.6	29,968	3,549.9	36.7	59
1998	86,531.6	51,588.2	31,314.2	3,629.2	36.2	59.6
1999	90,964.1	55,636.9	32,951.5	2,375.7	36.2	61.2
2000	98,749	61,516	34,842.8	2,390.2	35.3	62.3
2001	108,972.4	66,878.3	39,769.4	2,324.7	36.5	61.4
2002	120,350.3	71,691.2	45,565	3,094.1	37.9	59.6
2003	136,398.8	77,449.5	55,963	2,986.3	41	56.8
2004	160,280.4	87,032.9	69,168.4	4,079.1	43.2	54.3
2005	186,700.9	96,918.1	79,559.8	10,223	42.6	51.9
2006	221,170.5	110,413.2	94,103.2	16,654.1	42.5	49.9

注：各項目の合計とGDPに差があるのは計算誤差によるもの。

出所：『中国統計年鑑』2007年版。

4-2-2. 資産所得の優位性

改革開放以降、中国のGDPに占める資産所得の比率は高い状態が続いている。第6表によると、1992年の資産所得の比率は18.3%であったが、1996年に20.59%に上昇し、2004年に再び11.41%に低下した（バブル経済の崩壊との関連がどうか

われる）。それに対して、労働所得の比率は2001年までは59%程度だが、2002年には60.21%に達した。しかし、2004年にはまた47.14%に低下した。（日本の場合をみると、おおむね労働所得の対GDP比率は70%である）。

一般的には、発展途上国は開発の初期資金不足

第6表 中国の労働所得と資産所得の比率(単位：%)

	1992	1996	2001	2002	2004
1.労働者所得	59.88	58.76	59.53	60.21	47.14
2.生産税純額	13.11	15.1	18.05	17.16	14.93
3.資産所得	18.3	20.59	13.57	13.64	11.41
初期分配総収入	91.29	94.45	91.15	91	99.82

注：その他の項目が存在するため、合計は100%にはならない。

出所：『中国統計年鑑』各年版により筆者計算。

の問題が深刻であるため、資本が重視され、外資に対する一連の優遇措置が講じられる。その結果資産所得の国民所得に占める比率が高くなるわけである。これに対して、労働所得は分配において優遇措置を受けない（したがって低賃金が普遍的に存在する）。このことをさらに確認するために、第7表をみてみよう。

第7表によると、1995年を境にして、GDP成長率と従業員1人当たり実質賃金成長率の関係はおお

第7表GDP成長率と従業者平均賃金成長率指数（前年度＝100）

年分	GDP指数	1人当たり GDP指数	従業者平均実質賃金			
			全体	国有職場	集団所有職場	その他職場
1978	111.7	110.2	110.5	110.1	112.5	
1980	107.8	106.5	119.4	118.6	123.3	
1985	113.5	111.9	122.0	121.6	123.0	163.9
1990	103.8	102.3	112.7	113.4	108.7	135.7
1991	109.2	107.7	112.6	111.7	113.4	153.0
1992	114.2	112.8	118.5	119.1	112.8	150.0
1993	114.0	112.7	124.8	123.4	114.4	240.2
1994	113.1	111.8	135.4	135.8	120.4	179.7
1995	110.9	109.7	121.7	117.4	115.5	140.0
1996	110.0	108.9	112.1	111.7	105.0	119.4
1997	109.3	108.2	103.6	106.2	101.0	123.6
1998	107.8	106.8	100.2	95.8	83.1	156.9
1999	107.6	106.7	106.2	105.1	94.2	119.8
2000	108.4	107.6	107.9	106.3	95.5	121.3
2001	108.3	107.5	111.0	109.8	94.1	122.9
2002	109.1	108.4	111.2	107.1	95.8	129.6
2003	110.0	109.3	112.0	108.3	100.2	124.7
2004	110.1	109.4	114.6	111.2	101.1	125.2
2005	110.4	109.8	117.1	111.4	103.5	130.8
2006	111.1	110.5	117.6	113.2	108.9	126.2

出所：『中国統計年鑑』2007年版。

むねふたつの時期に分かれている。1995年以前はGDP成長率が従業員1人当り実質賃金成長率を上回り、1995年以後は（1997年を除いて）後者が前者をこえていることがわかる。また1980年代以降、国有企業の賃金の伸び率はほぼ集団所有およびその他企業を上回っている。1994年から2005年の間の格差がとりわけ大きかった。従来指摘されているとおり、体制の特徴から、国有企業がつねに過剰分配傾向にあることがわかる。とりわけ「その他」として示される「民営および外資企業」に対して、いっそうこの傾向が強い。

中国開発モデルの「低コスト（賃金）依存」構造を理解するには、上述した異なる企業形態間の賃金格差（国有部門の過剰分配は賃金全体をつり上げる効果がある）だけでなく、正規雇用者と非正規雇用者間の賃金格差も視野に入れなければならない。すなわち「非正規雇用者」賃金は第7表に示されていないのである。以下、この問題に注目して中国製造業における「賃金の二重構造」を詳しくみてみよう。

4-2-1 (3). 賃金の二重構造

2001年12月、中国はWTO加盟をはたし、また価格競争力によって輸出規模を拡大してきた。この価格競争力は中国の賃金の絶対的水準の低さにある。留意すべき点は、「中国製品」の担い手は都市部労働力だけでなく、農村地域からの「農民工」も参加しており、これによって、工業部門における賃金の二重構造ができてしまうということである。その結果、一部の都市では経済発展水準が高く、平均所得水準も高いが、最低賃金水準（月収）が非常に低い。珠江デルタ地域では農民工の1ヶ月の収入が500元から600元にすぎず、1日12時間働かなければならない²¹。

2004年1月に国家労働與社会保障部が「最低賃

金に関する規定」を提出した。「規定」は各地が最低賃金水準を設定する際に、3種類の計算法（比重法²²、エンゲル係数法²³、社会平均賃金法²⁴）が可能であると述べた指導的意見を出し、また少なくとも2年に1度は当該水準を調整しなければならないと規定したのである。実際には、一部の地域では長年にわたって全く調整を行っていないのが現状である。また経済発展水準の格差もあり、最低賃金の地域間格差は大きい。第8表によると、月当り最低賃金水準が最も高いのは深圳市の810元、上海市、寧波市、広東省の750元であり、最も低いのは甘粛省の430元である。また各地域とも域内の格差を考慮し数種類の最低賃金水準を設定した。もうひとつの問題は、各地域の最低賃金のうち、「個人が納めるべき社会保険料」を含むか否かが統一されておらず、したがって、単純に比較することができないということである。たとえば、上海市と北京市の最低賃金には含まれない（別に支給される）が、深圳市の最低賃金には含まれるのである。

広東省は、2006年9月1日に最低賃金引上げを行なった。これが広東省第7回最低賃金調整であり、伸び率も最も高い（17.8%）。そして新しい水準は、地域発展の水準にあわせて、5段階に分けられている（780元/月、690元/月、600元/月、500元/月、450元/月、である）。しかし、どの水準を採用するかは各地域独自の判断に任されているため、企業の反応を重要視する地方政府は低い水準を選択する傾向がみられる。たとえば、省都である広州市も当初は第2段階の690元/月にしようとしたが、社会的反対が大きいため（広州が第2段階にするならば、第1段階の存在意義が全くなくなる）、諦めざるを得なかったのである²⁵。

実際の労働市場における賃金水準はどうだろうか。広東省統計局の農村調査隊が2005年第2四半

²¹ 馬国川（2005）。

²² 比重法とは、まず一定水準の最低収入家庭を「貧困家庭」と設定する。それから1人当り平均生活費水準を算出するために、1人当り労働者の平均扶養家族係数を掛け、さらに「調整値」をプラスした結果を、最低賃金と定める。なお、「調整値」とは各地域によって個人による社会保険料や住宅共同基金の上納料金などの自己負担率に格差が存在するため、その調整が行なわれた結果の値である。

²³ エンゲル係数法とは、基本データにもとづき1人当り最低食糧支出を算出し、エンゲル係数で減ずる。その上に扶養家族係数をかけ、さらに（注21の）「調整値」をプラスし、その結果を最低賃金に定める、というものである。

²⁴ 社会平均賃金法とは、当該地域社会の平均賃金の一定割合を最低賃金に定める方法である。国際的には40%から60%の比率が一般的である。

²⁵ 『経済参考報』（2006年9月4日）参照。

期に比較的大規模なサンプル調査を行なったところ、農民工の平均賃金は905元/月であることがわかった。これに対して、広州市労働力市場サービスセンターが全市245労働集約型企業の20万人の労働者に対する調査を行なったところ、賃金の中位数は943元/月であった（広州市の当時の最

低賃金水準より38%高かった）。広州市の時間当り賃金は10元をこえ、時間当り最低賃金（4.66元）のほぼ2倍近い水準だった。

第9表は、上海市の平均賃金である。上海市は中国国内で最も早く最低賃金を導入した地域のひとつで、1993年から2006年の13年間に合計14回の

第8表 各省・自治区・直轄市（市）最低賃金基準の推移

地 区	実施年月	最低賃金基準（元/月）
北京直轄市	2005. 7. 1	580
	2006. 7. 1	640
天津直轄市	2005. 7. 1	590 570
	2006. 4. 1	670 570
河北省	2004. 7. 1	520 470 420
	2006.10. 1	580 540 480 440
山西省	2004. 7. 1	520 480 440 400
	2006.10. 1	550 510 470 430
内モンゴル自治区	2004. 7. 1	420 400 380
	2006.10. 1	560 520 460 440
遼寧省	2004.11.11	450 400 350
	2006. 7. 1	590 480 420
（大連市）	2005. 1	500 450 380
	2006. 8. 1	700 600 500
吉林省	2003. 9. 1	360 330 300
	2006. 5. 1	510 460 410
	2007. 7. 1	650 600 550
黒竜江省	2004. 3. 1	390 360 325 305 280 250 235
	2006. 5. 1	620 590 475 450 420 400 380
上海直轄市	2005. 7. 1	690
	2006. 9. 1	750
	2007. 9. 1	840
江蘇省	2005.11. 1	690 550 480 400
	2006.10. 1	750 620 520
	2007.10. 1	850 700 590
浙江省	2005.12. 1	670 610 560 490
	2006. 9. 1	750 670 620 540
（寧波市）	2003. 9. 1	520 480
	2005.12. 1	670 610
	2006. 9. 1	750 670
安徽省	2004.10. 1	410 390 370 360 350 340 330 320 310 290
	2006.10. 1	520 500 460 430 390 360
福建省	2005. 7. 1	600 550 480 470 430 400 350 320
	2006. 8. 1	650 600 570 550 480 400
（アモイ市）	2005. 7. 1	600 550 480
山西省	2004. 9. 1	360 330 300 270
	2006.10. 1	550 510 470 430
山東省	2002.10. 1	410 380 340 310 290
	2005. 1. 1	530 470 420 380 350
	2006.10. 1	610 540 480 430 390

第8表 各省・自治区・直轄市（市）最低賃金基準の推移（つづき）

地 区	実施年月	最低賃金基準（元／月）							
(青島市)	2001. 7. 1	370	340						
	2002.10. 1	410	380						
	2005. 1. 1	530	470						
	2006.10. 1	610	540						
河南省	2005.10. 1	480	400	320					
湖北省	2005. 3. 1	460	400	360	320	280			
湖南省	2005. 7. 1	480	440	420	400	380	350		
	2006. 7. 1	600	500	480	450	420	400		
広東省	2004.12. 1	684	574	494	446	410	377	352	
	2006. 9. 1	780	690	600	500	450			
(深圳市)	2005. 7. 1	690	580						
	2006. 7. 1	810	700						
広西自治区	2004.10.25	460	400	360	320				
	2006. 9. 1	500	435	390	345				
海南省	2004. 7. 1	500	400	350					
	2006. 7. 1	580	480	430					
重慶直轄市	2004. 5. 1	400	380	350	330				
	2006. 9. 1	580	480	440					
四川省	2004.10.18	450	400	340	280				
	2006. 9.11	580	510	450	400				
貴州省	2004.10. 1	400	360	320					
	2006.10. 1	550	500	450					
雲南省	2004.10. 1	470	405	350					
	2006. 7. 1	540	480	420					
チベット自治区	2004.11. 1	495	470	445					
陝西省	2005. 7. 1	490	460	430	400				
	2006.10. 1	540	500	460	420				
甘肅省	2004. 1. 1	340	320	300					
	2006. 8.25	430	400	360	320				
青海省	2004.10. 1	370	360	340	330				
	2006. 7. 1	460	450	440					
寧夏自治区	2004. 2. 1	380	350	320					
	2006. 3. 1	450	420	380					
新疆自治区	2004. 5. 1	480	440	380	370	360	350	330	320
	2006. 5. 1	670	620	580	550	520	500	480	460

注：各地区は域内の地域差を考慮して区分し、数種類の最低賃金を設定した。

出所：中華人民共和国労働與社会保障部ネットサイト、各種新聞記事等により筆者作成。

調整を行い、年平均成長率は10.3%に達した（その後2007年9月1日から840元へ、また2008年4月1日から960元へ引き上げられた）。上海市労働與社会保障局の報道によると、本来個人が納めるべき社会保険料を算入すれば、2005年の最低賃金はすでに上海市平均賃金（2,662元／月）の44.3%に達している（これはいわゆる「社会平均賃金計

算法」による計測であり、最低賃金に関する国際的基準は地元平均月収の40%－60%といわれている）。

また、2005年の北京市の平均賃金は2,734元／月である。したがって北京市の最低賃金は平均賃金の24%にすぎない（ただし、上海市と同じように、社会保険料を算入すれば、40%をこえる）。

第9表 上海市の平均収入および最低賃金

年	平均年収	平均月収		最低賃金	
	実績 (元)	実績 (元)	伸び率 (%)	実績 (元)	伸び率 (%)
1993	5,652	472		210	
1994	7,404	617	31	220	4.8
1995	9,276	773	25.3	270	22.7
1996	10,668	889	15	300	11.1
1997	11,424	952	7.1	315	5
1998	12,060	1,005	5.6	325	3.2
1999	14,148	1,179	17.3	370	13.8
2000	15,420	1,285	9	445	20.3
2001	17,764	1,480	15.2	490	10.1
2002	19,473	1,623	9.7	535	9.2
2003	22,160	1,847	13.8	570	6.5
2004	24,398	2,033	10.1	635	11.4
2005	26,820	2,235	9.9	690	8.7
2006	29,569	2,464	10.29	750	8.7
2007	34,707	2,894	17.4	840	12

出所：『上海統計年鑑』各年版、上海市労働與社会保障局資料より筆者計算。

Lewis (1954) の「二重経済モデル」を参考にしてみると、改革開放前の中国においては、戸籍制度など労働力の自由な移動を制限する制度が厳しく存在していたため、ルイス・モデルは当該時期の中国にはあてはまらないといつてよい。しかし1980年代以降、三大制度の緩和に伴い、ルイス・モデルが妥当しはじめているとの指摘がある。事実、農村の余剰労働力は都市部に向けて移動していることが顕著に現れている。中国における賃金の二重構造はそうした現実を反映しているものと思われる。

4-2- (4) . 生産者主権

消費者權益を宣伝および保護する目的で、中国は毎年3月15日を「消費者の日」と決めている。このような「日」が存在すること自体、現在の中国では生産者や経営者に対して消費者が相対的に弱い立場にあることを物語っている。2004年末、民間調査機関である中国社会調査事務所

(SSIC : Social Survey Institute of China、1985年設立) は30をこえるメディアの協力を得て、2004年11月22日から12月15日の間の約1ヶ月をかけてアンケート調査を行ない、58,575人の消費者から回答を得た(インターネット、手紙など経由の回答を含む)。それによると、以下の「十大業界」が消費者に「霸王業界」(消費者に対して、一方的な要求を強いる業界)と「認定」された。すなわち、①電信(87.6%)、②不動産(住宅管理を含む)(54.5%)、③保険(51.3%)、④電力(48.7%)、⑤教育(38%)、⑥医療(29.8%)、⑦銀行(22.5%)、⑧鉄道(19.8%)、⑨交通(17.1%)、⑩スーパーマーケット(15.7%)、である²⁶。

このような「十大霸王業界」は独占的な産業である。このうち不動産(および住宅管理)と保険は一見独占ではないようにみえるが、実際は独占である。不動産の場合、商業用・住宅用地の取得は以前の「協議方式」から「競売方式」に切り替えられたが、「水の深い」(官業癒着の強い)産業

²⁶ 『京華時報』(2004年12月21日)参照。

であるという実態は変わっておらず、レント・シーキングという性質をうかがわせるものである。保険は、発展の初期段階にあり、法的整備が遅れ、消費者の知識が不足しており、情報の非対称性が存在している。そして、結局のところ「生産者主権」の条件が生まれる。

スーパーマーケットの場合はやや特殊である。中国ではスーパーマーケットはすでにかなり普及しており、時折報道されるスーパーマーケット経営者の暴行（いわゆる「疑わしい」顧客に対して乱暴に身体検査をする、納入業者に特別な「入場料」を要求する等）が報道される。都市部では、伝統的な商店が淘汰され、スーパーマーケットのビジネス・モデル（品数の豊富さ、手にとって選べる購入方法、価格の安さ等）が広く受け容れられているという状況にあって、スーパーマーケットの経営者は新しい時代の勝者としての傲慢さがあり、個々の顧客や納入業者を尊重する精神に乏しい。また、本来の国有の商店がスーパーマーケット経営に切り替わるケースも多い。新規参入企業に比べて、このような国有系のスーパーマーケットは、もともと保有している資産や設備を利用できるため店舗数が多く、明らかに優位である。しかし、国有商店の体質を受け継いだ経営者と従業員は、真の市場経済の洗礼を受けておらず、サービス精神が希薄であり、「国有的傲慢」が鮮明である。

「適者生存」というダーウィンの進化論によると、このような現象の存在は環境がそれを許すからにはほかならない。逆にいえば、そうした現象をなくすには、市場経済体制の進化に頼るしかない。進化した体制のもとで、個々の企業や産業がそれにふさわしい進化をとげなければ、かつての勝者も淘汰されてしまうだろう。

概していえば、中国経済は、「挙国体制」のもとで「低コスト依存症」に陥っており、それによって発生する副作用が除去されなければ、中国経済の持続可能な発展を阻害する要因となるだろう。以下の節で、低コストによる競争力の背後に存在するリスク伝導メカニズムについて、みてみ

ることにする。

4-3. 低コスト製品の競争力におけるリスク伝導メカニズム

鄧小平による改革開放以降、中国経済は年平均9%以上の成長率を保ってきた。同時に商務部の統計によると、中国の対外貿易依存度（輸出入額合計/GDP）は、1980年代前半の約15%から2002年の48.9%、2003年の60.1%に急激に上昇し（2001年12月のWTO加盟の効果が大きく影響していると思われる）、2006年には69.1%となっている。また、この動向はFDIの拡大傾向と一致していることがわかる（第10表）²⁷。

一般的にいえば、経済規模の大きな国は内需主導である。1980年から2001年にかけて、米国、日本、インドなどの対外貿易依存度はおおむね14%から20%であった。とくに、「貿易立国」のイメージが強い日本の対外貿易依存度の数字は多くの人にとって、意外に低いものであろう。実際、日本の輸出入の総額は大きいものの、GDP総額が大きいため、貿易の比率はそれほど高くなかったのである。それと同時に、対外貿易依存度の低さは日本国内に大きな内需が存在することを示している。

外需依存型の中国の高度成長の背後には、固有のリスクが存在している（第3図）。中国の輸出製品の優位性は低い生産コストに依存しており、生産者が労働者の権益と環境という、ふたつの大きなコストを免れていることによっている（挙国体制のもとで、生産者が労働者や消費者より優位な立場にあることの反映である）。短期的にみると、生産者が大量の輸出を行なって多くの外貨を獲得し、経済成長を促進して国家に貢献した（挙国体制はこうした点をとりわけ重視する）といえるが、長期的にみれば、そうした「中国的経営」における不都合な伝導メカニズムは、中国経済および社会の持続可能な発展を阻害するものと思われる。それはどのようなメカニズムだろうか。

第1は、内需不足と貿易摩擦問題の同時発生で

²⁷ 中国の1990年の対外依存度の高さは貿易方式と関係するという指摘が存在する。加工貿易は中国の第1の貿易方式であり、1991年に伝統的な「一般貿易」の比率が低下してきた。また、近年、加工貿易の国内原材料調達率が高くなりつつあり、以前のような「大進大出」の特徴が希薄になっている。

第10表 中国の貿易

年	輸出入総額（億米ドル）		純輸出 （億米ドル）	F D I （実行ベース：億米ドル）	人民元レート （対米ドル）	対外貿易依存度 （％）	
	輸出額	輸入額					
1978	206.4	97.5	108.9	-11.4	—	1.72	9.8
1979	293	136.6	156.4	-19.8	—	1.55	11.3
1980	3	181.2	-178.2	359.4	—	1.494	12.6
1981	381.4	220.1	161.3	58.8	—	1.075	9.7
1982	440.3	223.2	217.1	6.1	—	1.893	14.9
1983	416.1	222.3	193.8	28.5	6.36	1.976	14.5
1984	436.2	261.4	174.8	86.6	12.6	2.327	17.4
1985	535.5	273.5	262	11.5	16.6	2.937	22.8
1986	696	309.4	386.6	-77.2	18.7	3.453	25
1987	738.5	394.4	344.1	50.3	23.1	3.722	25.7
1988	826.5	475.2	351.3	123.9	31.9	3.722	25.6
1989	1,116.8	525.4	591.4	-66	33.9	3.765	24.9
1990	1,154.4	620.9	533.5	87.4	34.9	4.783	29.8
1991	1,357	719.1	637.9	81.2	43.7	5.323	33.4
1992	1,655.3	849.4	805.9	43.5	110.1	5.515	34.3
1993	1957	917.4	1,039.6	-122.2	275.2	5.762	32.6
1994	2,366.2	1,210.1	1,156.1	54	337.7	8.619	43.6
1995	2,808.6	1,487.1	1,321.5	165.6	375.21	8.351	40.1
1996	2,898.8	1,510.5	1,388.3	122.2	417.26	8.314	35.5
1997	3,251.6	1,827.9	1,423.7	404.2	452.57	8.29	36.2
1998	3,239.5	1,837.1	1,402.4	434.7	454.63	8.279	34.2
1999	3,606.3	1,949.3	1,657	292.3	403.19	8.278	36.4
2000	4,742.9	2,492	2,250.9	241.1	407.15	8.278	43.9
2001	5,096.5	2,661	2,435.5	225.5	468.78	8.277	43.3
2002	6,207.7	3,256	2,951.7	304.3	527.43	8.277	48.9
2003	8,509.9	4,382.3	4,127.6	254.7	535.05	8.277	60.1
2004	11,545.5	5,933.2	5,612.3	320.9	606.3	8.277	59.8
2005	14,219.1	7,619.5	6,599.5	1,020	603.25	8.192	63.9
2006	17,607	9,691	7,916	1,775	694.7	7.972	69.1

注（１）：対外貿易依存度＝輸出入総額／GDP。

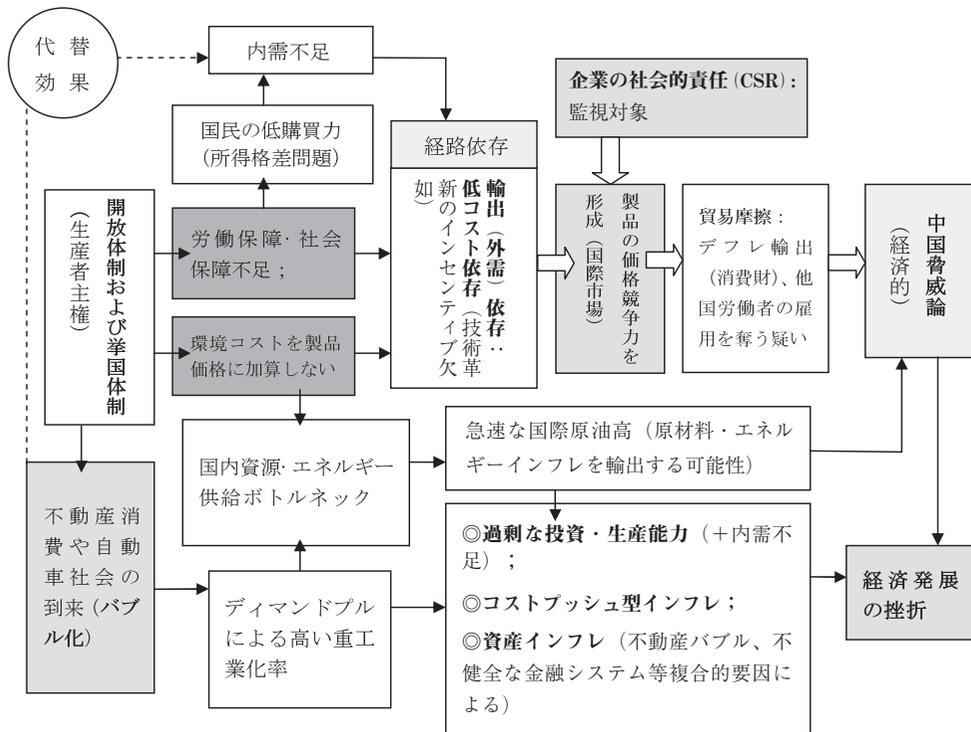
（２）：2005年7月21日より人民元は「管理フロート」に移行した。

出所：『中国統計年鑑』1991年版、2005年版、2007年版、『2006年中国国民経済與社会發展統計公報』等より筆者作成。

ある。労働者の低賃金と貧弱な社会保障体制は中国の広大な基層民衆（特に農村部）の消費者心理を保守的にさせ、実質購買力の低下および内需不足という結果をもたらした。内需不足のゆえに、中国経済はさらに国際市場への依存を強める。そ

のため国際間の貿易摩擦および訴訟を激化させるのである。具体的には、中国の安価な消費財が輸出国の市場を奪い、当該国のデフレを引き起こす可能性があるとともに、輸出国の労働者の雇用機会を減少させるおそれがあり、当該産業の労働者

第3図 低コスト製品の優位性におけるリスク伝導メカニズム



出所：筆者作成。

から反発を受けるケースがすでに多発しているのである。たとえば、2004年9月16日、スペイン南東部の「靴の都」Elcheで中国（温州）系靴商店や倉庫を対象とする放火事件が起きた。この放火事件は中国製品が海外で引き起こしている種々の貿易摩擦の縮図であると考えられる²⁸。

また、「中国的経営」のすなわち「低コスト依存」の企業の持続可能な成長自体もすでに様々な現実の壁に直面している。たとえば、労働者権益の犠牲と環境の悪化を代償にする成長（およびその製品）は国際社会の監視の対象となっている。1995年以降、「SA8000社会責任認証」を受けた世界の大手卸売業者が中国で買付けをする際、次第に「生産規則項目」に照らして、中国側の製造業企業に対して定期的に「社会的責任」について検査をし、改善を促すようにつとめている。

第2は、環境コストの排除による負の外部性の問題である。生産者による環境コストの排除が、

労働者権益の犠牲と同様に生産費用の軽減に役立ち、中国製品価格の国際的な優位の重要な源となっている。しかし負の外部性の問題を無視してはならない。それは、(1) 国内で深刻な環境汚染問題が広がり、国民の健康を損なう事例が多発している（生活面）。また同時に、(2) 環境立法が弱い現在の状態は、企業が環境技術を導入・開発し、生産と管理のプロセスを改善するインセンティブを欠如させている。そしてその延長線上で、中国经济発展における資源・エネルギー面でのボトルネックが顕在化し、石油・資源市場の国際価格上昇にも影響している（生産面）。言い換えれば、インセンティブの問題を解決できなければ、中国製品を「価格競争力」から「技術競争力」へ切り替えさせることが不可能だということである（この点は後述する）。

こうした状況が続けば、中国政府や国民が理解できるか否かを別にして、以上2点が引き起こし

²⁸ ただし、1年後の2005年12月17日に、Elche市靴製造協会は温州市を訪れ、双方がこれから良好な競合関係を築くように、「温州宣言」を共同発表した。

た結果は、次第に経済的な意味での「中国脅威論」の格好の材料となっていくだろう。

第3は、「生産者主権」の経済的影響である。挙国体制のもとで、マイホーム、マイカーの時代が非常にはやいスピードで中国社会に押し寄せている。マイホームとマイカーの消費ブームは中国の重化学工業比率を牽引している。

第11表は、中国全土における軽工業、重工業の比率である。1978年に56.9%だった重工業の比率はその後徐々に低下し、1990年には50.6%となった。その後1995年まで上昇傾向にあったが、再び低下し、1999年は50.8%であった。しかし翌2000年は60.2%となり、2006年には69.5%に達したのである。なお、第6次5カ年計画から第10次5カ

年計画の時期の比率から明らかなように、とりわけ第10次5カ年計画の期間（2000年－2005年）に重工業の比率の著しい上昇がみられた。

留意すべき事柄は以下2点である。

(1) 第1は、このような重工業化の内容は樂觀できるものではないということである。機械類の初期段階の加工を主体とする中国の経済発展モデルは、エネルギーと資源消費型の発展モデルでもある。中国の戦略的資源の対外依存度が次第に高まってきている。国家統計局によると、中国の2003年の鋼材、酸化アルミ、鉄鉱石および精錬鉄石の輸入はそれぞれ51.8%、22.6%、32.9%増大した。専門家の推測によれば、2020年の中国の石油の対外依存度はほぼ60%に達する。また、2004

第11表 中国全土における軽工業、重工業の比率

年	軽工業	重工業	年	軽工業	重工業
1978	43.1	56.9	2000	39.8	60.2
1980	47.1	52.9	2001	39.4	60.6
1985	47.1	52.9	2002	39.1	60.9
1990	49.4	50.6	2003	35.5	64.5
1991	48.4	51.6	2004	33.5	66.5
1992	46.6	53.4	2005	31.0	69.0
1993	46.5	53.5	2006	30.5	69.5
1994	46.3	53.7	第6次5カ年 計画期間 (1980-1985)	48.9	51.1
1995	46.2	53.8	第7次5カ年 計画期間 (1986-1990)	48.7	51.3
1996	48.1	51.9	第8次5カ年 計画期間 (1991-1995)	46.8	53.2
1997	49.0	51.0	第9次5カ年 計画期間 (1996-2000)	48.9	51.1
1998	49.3	50.7	第10次5カ年 計画期間 (2001-2005)	33.7	66.3
1999	49.2	50.8			

注(1)：2000年-2004年は「規模以上工業企業」、その他の年は工業総生産高をさす。

(2)：2005年、2006年および「第10次5カ年計画期間」は「工業付加価値」で計算した比率であり、かつ「すべての工業」をさす。

出所：『中国統計年鑑』各年版、『中国国民経済與社会发展公報』2005、2006年により筆者計算。

年の中国のGDPは世界のGDPの約4.4%を占めたが、原油、石炭、鉄鉱石、鋼材、酸化アルミ、セメントはそれぞれ世界総消費量の7.4%、31%、30%、27%、25%、40%を占めている。2006年、中国経済は10.7%のGDP成長率を記録し、連続4年間2桁の成長率を維持してきたが、資源・エネルギーの代償も大きかった。2006年の中国のGDPは世界のGDPのおよそ5.5%だが、エネルギー消費量は24.6億トン標準石炭に相当し、世界の15%を占めた。このほか、鉄鋼消費量は3.88億トン（世界の30%）、セメント消費量は12.4億トン（世界の54%）に達したのである²⁹。

第12表は、中国の主要鉱石の国際市場依存度を示したものである。石油、鉄鉱石、マンガン、銅、

鉛、亜鉛の輸入依存度が次第に高まっていく傾向にあることがわかる。

(2) 第2は、1980年代以降、中国のマクロ経済において投資および生産能力の過剰問題が数度にわたって現れているということである。そしてWTO加盟後の現在では、内外の諸要因が複合して、原材料・エネルギー価格の急上昇がコストプッシュ型のインフレを引き起こす可能性があると同時に、バブル化した住宅やマイカーの消費ブーム、および不健全な金融システムが国内の資産バブルを引き起こす可能性が大きい、ということである。このような問題を解決できなければ、結局のところ中国経済は深刻なダメージをこうむるものと思われる。通常のインフレと違って、資産イ

第12表 中国の主要鉱石の国際市場依存度

	輸入依存度 (%)		
	2000年	2010年予測	2020年予測
石油	31	41	58
鉄鉱石	33	34	52
マンガン	16	31	38
銅	48	72	82
鉛	0	45	52
亜鉛	0	53	69

出所：中国國務院發展研究センター「第11次5カ年計画」研究グループ、盧中原（著）、「第11次5カ年計画期間から2020年の間、中国経済社会発展における突出した矛盾、基本任務、未来方向および政策指向」に関する内部報告（中国語）。

ンフレの危険性はとりわけ慎重な注意が必要である。1980年代末から1990年代初頭にかけて発生した日本のバブル経済の時期の資産インフレ（土地や株式市場の高騰—しかも金融機関が深く関わった—）は日本経済に深刻な影響をおよぼした。1990年代の10年をかけて、日本経済はようやくどん底から抜け出したのである（この時期を、日本では「失われた10年」という）。

中国の指導部はこの問題を認識しているといっ
てよい。2005年の中央経済工作会議は、国民の消費能力の増大を2006年の重点任務と規定した。そして、所得格差の是正以外に、「不動産業」が経済

發展を牽引する効果に対する一方的な重視から、急速な不動産価格の高騰が消費者にもたらす消費抑制効果の重視へと、姿勢の転換がみられる。「開発主義」を主導していた政府がようやく理性的な方向に転換しているようにみられるが、しかし制度面での整備は依然として万全とはいえない。

4-4. 中国製品を「価格競争力」から「技術競争力」へ転換させる課題

ある外国の友人がかつて筆者のうちのひとり（陳雲）に向かってこういったことがある。「中国

²⁹ 国家發展與改革委员会主任馬凱の、「中国發展高層フォーラム2007年」における発言。国家發展與改革委員会HP (<http://www.sdpc.gov.cn/>) 参照。

は13億もの人口がいる。その中から11人を選び出して、サッカーをやることはたやすいことではないか。中国はサッカー強国にならないはずがない」。事実、中国では大勢のサッカーファンが存在していて、国家体育総局も中国サッカー協会も、中国サッカーが「アジアから走り出して、世界で輝く」ことに熱心である。しかし皮肉なことに、中国の挙国体育体制は中国を「メダル大国」にさせることには成功したが、「体育強国」になることには全く成功していない（ないしはもともと目標にしていなかった）。同じように、挙国経済体制のもとで、中国はGDPで計算すれば、すでに経済大国、貿易大国になっているかもしれないが、「経済強国」、「貿易強国」ではないことは明らかである。その反映として、中国の国際的「総合競争力」ランキングの順位はなかなか上昇していない。

WEF（世界経済フォーラム）とローザンヌのIMD（International Institute for Management Development）が、国際競争力に関する評価を行っている。WEFが発表した「2005年国際競争力報告」によると、中国の世界競争力ランキングの順位は第49位であり前年より3位後退した。2006年にはさらに5位後退し、54位であった³⁰（125の国および地域の順位）。また2005年5月、IMDが発表した報告によると、中国は2004年の第24位から第31位に後退した。ただし、2006年のIMD報告によると、中国は19位へ急上昇している（60の国および地域の順位³¹）。

すなわち、2006年の中国の国際競争力評価に関するふたつの評価は異なっている。一般的に、WEFの評価の重点は「ソフトな競争力」（マクロ経済の管理、技術革新、公共機関すなわち政府の質、という3大指標を重視）におくのに対して、IMDは比較的「ハードな競争力」（経済発展状況、政府の効率、企業の効率、インフラの整備という4大指標の重視）に重点をおくといわれる。また同時に、ふたつの評価の相違は、ハードな統計とアンケート調査の適用比率の差異にもよるものと思われる。何れにしても、2006年の中国に対する

IMDの比較的高い評価が適切なものかどうか、見守る必要があるだろう。しかし、体制移行期の中国にとっては、「ソフトな競争力」を重視する意義は大きいといってよい。これまで、市場の効率、法的環境、金融の効率、コーポレートガバナンス、健康と環境、教育等の諸指標が中国の国際競争力の弱点として顕著だったからである。

一方、中国製品の競争力の問題において、低コスト依存の特徴と関連して、以下のようなふたつの特徴が生まれている。

（1）第1は、輸出依存型の経済成長（第10表参照）といっても、実際には、中国に進出している外資系企業による（中国の輸出に対する）貢献が大きいということである。輸出総額のおおむね6割は外資系企業によるものであり、中国の輸出の主要な担い手は外資系企業なのである。統計によると、2005年に数量制限が撤廃された製品の輸出増加額のうち、外資系企業が7割を占めている。そして外資系企業は基本的に生産段階を中国におき、その他の研究開発、設計、部品生産、マーケティング、物流等の業務の統括は中国以外で行なうのが一般的である。

（2）第2に、中国企業の総合競争力の欠如は、輸出比率の低さで表わされるだけではなく、主要な輸出製品は付加価値の低い加工製品にすぎないということである。付加価値は製品総価値の15%から20%しか占めていない。たとえば、中国の輸出紡績製品はおおむね外国のブランドメーカーのための加工であり、中国企業の取り分は製品価格の10%相当の加工費にすぎない。同時に、先に述べたように、中国の機械類の加工の多くも初期段階の加工製品であり、エネルギーおよび資源の消耗が著しいものである。このような発展のパターンは中国経済の持続可能性に警鐘を鳴らすものである。

総じていえば、現在のような「低賃金・低社会保障」、「環境コストの排除」を特徴とする中国経済の発展モデルは、中国の産業高度化目標（即ち「経済強国」の目標）の達成を不可能なものにしていく危険性が高いといえる。

³⁰ 2006年は新しい評価システムを導入したため、それにあわせて、その前年すなわち2005年の順位調整が行なわれた。ちなみに中国は48位に調整された。

³¹ アジアの日本、台湾、マレーシア、インド、タイ、韓国はそれぞれ第17、18、23、29、32、38位である。

5. 体制移行の諸問題

開発経済学は、当該経済における社会システム全体が、どのようなメカニズムの影響のもとに、どのような変化が発生するのかを研究する学問である、とあってよい。そして開発経済学は、経済開発の実績と初期条件の間に有意な関係が存在することを認めている。これらの「初期条件」は、一般に新古典派経済学では与件とみなされているが、発展途上国は、経済発展が途上にあるという意味だけではなく、制度の整備もまだ道半ばという意味でもある。したがって、発展途上国は何れも重大な制度の変遷に直面しており、その意味では、新古典派経済学によるアプローチは発展途上国に適応しない面が多々存在するものと考えられる。

5-1. 体制移行におけるふたつの推進力

旧社会主義諸国の体制移行にはふたつの推進力の存在が重要である。

すなわち、(1) 第1は、初期段階の移行はカリスマの指導者に頼る面(推進力)が大きいということである。この時期には新しい時代に適用する制度的枠組みを事前に用意することができない。また仮に、(IMFの勧告のように)外部からセットで「輸入」できたとしても、社会の内部に実質的变化が起きないため、そうした移植の木を土着させる土壤がみつけれない。中国のような規模の大きな国にとって、性急な外科手術より、体制移行の内的なロジックの醸成がとりわけ重要である。移行の初期段階の時期には、カリスマの指導者の知恵が法的制度の代わりに機能するわけであり、またこの時期の体制を「権威主義開発体制」とよぶことができる。

(2) 第2は、移行の後半の段階では、制度の進化(という推進力)に頼らざるを得ないということである。指導者は高齢になるにつれ、指導力の発揮に限界が来る一方、また経済社会がより複雑なシステムになり、単純なパターンでは調整ができなくなるからである。したがって、指導者個人の権威に代わって、法的制度の整備の役割が大き

くなる。法的制度の整備過程は体制移行の過程でもある。

5-2. 後発の利益と不利益

発展途上国の経済発展に対して、通常「後発の利益」が存在するといわれる。「後発の利益」とは、発展途上国は技術移転をつうじて、新しい技術を導入することができ、そのコストは開発の初期時点よりもはるかに低い。同時にまた、同じ資金、資源、技術的条件のもとで、発展途上国は労働力や土地等生産要素の低コストの優位性をもっているため、経済の「追いつき、追い越し戦略」が実行できる、ということを意味している。

しかし、「後発の利益」を語る場合、「後発の不利益」(Curse to Late Comer)を忘れてはならない。「立憲経済学」は早くからこの問題に注目したが、中国国内で比較的早い時期にこの問題を提起したのは故楊小凱である。楊小凱は次のように指摘した³²。経済発展の後進国はより多くの先進国の技術を模倣する空間をもつため、制度模倣より技術模倣がはやくすすむ。というのは、技術模倣に比べて、制度模倣は既得権益者の抵抗に直面するため、困難が大きいからである。しかし、過度な技術模倣の空間は制度模倣の空間を圧迫する可能性があり、短期的にみて有効な技術模倣でも長期的にみて危険になり得る。つまり、発展途上国は目の前の後発の利益(経済成長という配当)に満足し、制度改革に消極的になり、結局失敗に帰してしまうことに警戒しなければならないのである。

われわれは、楊小凱の観点に基本的に賛成だが、付け加えていえば、経済発展の初期段階には、技術模倣を重点においてもよいが、後期の段階では制度模倣(制度の進化)に重点を変更しなければならないと考えている。なぜだろうか。

初期の段階では、発展途上国は安価な労働力と土地の優位性を発揮して、一定の収益(経済成長)が得られる。しかし、この時期にはまだ制度模倣の基礎的条件ができていない。たとえば、新体制に対する認識が不足し、体制の運用の経験も不足しているため、体制を移植してきても効果が発揮できない(ポーランドの「ショック療法」のよう

³² 楊小凱(2001)および以下のネットサイト参照。<http://www.gongfa.com/yangxiaokaiwenji.dwt>

な体制移行が中国に導入されても、失敗しかねない)。また、低いレベルの経済の構造は制度に対する要求もそれだけ低い。小農経済や加工産業などは専制主義体制下にも権威主義体制下にも支障がない。したがって、制度の進化は不可欠な条件ではない。

しかし産業構造の高度化につれて、制度進化の必要性が次第に明瞭になる。台湾のような権威主義体制下でも、少なくとも市場経済の分野では十分な自主権を与えたのである(政治分野では集権化、非民主的体制を維持していた)。というのは、制度の進化なしには、経済成長が停止し、権威主義の合法性の危機が発生するからである。そして制度の最終的な進化は、何れは経済構造の高度化(いうまでもなく「成長の共有」も条件である)の延長線上で現れる。

総じていえば、制度の進化は経済の進化に伴い、適切なタイミングで導入することが肝要である。はやすぎても、遅すぎても問題が起きる。North and Weingast (1989) は、「なぜオランダではなく、イギリスで最初の産業革命が起きたか」という問題を提起した。彼らの解釈によれば、イギリスは1688年の「名誉革命」以降に立憲体制を確立したからである。立憲体制は技術進歩(特許権保護など)を促し、産業革命を導いたというのである。1689年に公表された「権利法案」によって立憲君主制が確立し、国王の権利が大幅に制限された。たとえば、議会の同意なしには、国王はあらゆる法律を制定することも廃止することもできない、徴税できない、軍隊を常時維持することもできない等々である。一方、国民は議会選挙の自由をもち、議会は言論の自由をもつ等を規定した。

「名誉革命」後のイギリスでは、内政、平和維持、財政、殖民、商業、議会制度の発展および議会における論争が政府と社会の最大の関心事となった。これと対照的に、17世紀の西欧および世界のその他地域では、君主制が最も普遍的な政体であった。フランス、スペイン、オーストリア、スウェーデン、ドイツなどでは中央集権的君主専制制度を築いて、「君権神授」思想が統治思想であり、ロシアと中国でもまた、厳然たる絶対君主制制度が長く続いた。

産業革命は従来の手工業に比べて、高い制度保障を要求する。イギリスは13世紀に立憲君主の伝統の基礎を築いた。1215年の「大憲章」の第39条に、人権保護、私有財産保護が明記されていることはとりわけ重大な意義をもつ。そして1688年の「名誉革命」を経たイギリスは、産業革命を迎える制度的条件を整えたのである。

低コスト競争力の背後にあるリスク伝導メカニズムに悩む中国は、現在、経済発展モデルの転換を模索している。「イノベーション」は中国の新しい産業新興戦略における最重要なスローガンとして提出されている。そのためには制度的整備を促進しなければならない。「現実追従型」制度変遷メカニズムがすでに現れているといえるのである(次節参照)。

5-3. 文明の「挑戦—応戦」能力

「低コスト依存症」を特徴とする「中国式経営」は厳しい課題を抱えているが、このような困難な局面のなかで、Toynbeeが、*A Study of History*のなかで行なった勧告を想起してみよう³³。すなわち、Toynbeeによれば、文明の進歩は「挑戦—応戦」の繰り返しで成し遂げられる。挑戦がなければ、文明は自ら発展することはない。また、母体と環境の間に存在する適度な緊張関係(挑戦の存在)は文明の母体の潜在力を刺激し、文明の進歩を促す。したがって、経済発展に影響を与える各種の内的・外的諸要素(たとえば、石油価格の高騰、為替レートの切り上げ圧力等)に対して、積極的かつ動的の観念をもつことが重要である。絶対的により要素と絶対的に悪い要素を二分するよりも、応戦の能力を鍛えることが一国の文明形態の進歩にとって肝要であろう、ということである。

この意味で格好の事例は日本である。1960年代の高度成長期の日本は、「公害大国」の悪名をこうむった。公害訴訟に悩まされた日本は1970年に「公害国会」を開き、10数にのぼる環境関連の法律を定め、環境問題に積極的に取り組んだ。とくに1990年代以降の日本は厳しい環境立法をつうじて、「循環型社会」構築の先進国へと成長した。この現象については、速水(1995)が唱えた「誘

³³ Toynbee (1957) .

発的技術・制度革新理論」で解釈できるであろう。

また1970年代の日本は、2度にわたってオイルショックの危機に直面したが、反対に省エネ技術を発展させ、産業構造の高度化を促した。現在、日本は世界有数の省エネ技術の先進国に成長した(陳雲(2006a)参照)。生存の危機に沈着冷静に対応し、内的に消化していくことはもともと資源の不足している日本のもつ重要な長所である。一方、「地大物博」と自負する中国はこの面では逆に短所をもっている。この現象も一種の「経路依存」といえるだろう。

公害問題や石油危機を克服するための法的環境の整備は、「制度の進化」そのものである。日本の制度進化能力は資源不足という短所を補うために生まれた特質だと考えられる。耳の不自由な人は目が鋭くなると同じように、社会の制度進化能力は生物体の本能に近い存在であろう。さらに遠く遡ると、日本が明治時代に開国を選択し、「立憲体制」作りに挑戦した時にもこのような能力が働いたのであろう。ダーウィンの進化論によれば、「強いものではなく、環境変化に適応するものが生き残る」のである。

6. 「現実追従型」制度変遷メカニズムの展開

「開放体制」のもとで国内社会と国際社会の間には相互作用が働き、一種の伝導メカニズムが形成されつつある。挙国体制の効果と副作用が経済問題と政治問題を複雑に関わらせ、また経済分野の制度移行は必然的に政治分野へ伝導されることになる。ここでいう国内と国際、経済と政治の間の制度変遷は、人為的に推進するものというより、新しい経済ないし企業の「生存法則」が内生的にもたらした結果といえよう。

一方、体育分野と経済分野を含み、挙国体制は効果を発揮したが、しかし限界も明らかになった。1978年以降の改革開放体制のもとで、経済開発における「挙国体制」は毛沢東時代と違って、斬新な表現とインパクトをもった。先の節では、「挙国体制」の種々の問題点を指摘したが、当面の中国社会は発展モデルを転換しなければならない時期に来ているといえる。そして転換の鍵は、生産

者が労働者権益と環境に対する「低コスト依存」という経路から脱却することにある。

「低コスト依存」経路から脱却できるとして、新しい競争力を身につけるためには、政府と企業は技術進歩と産業構造の高度化に向けて努力しなければならない。この過程は、現在の資源・エネルギー消費型の経済発展モデルの転換そのものである。

6-1. ミクロ的視点：「企業の社会的責任」喚起の必要性

2002年後半、中国は世界最大のFDI受入国となった。経済のグローバル化のもとで、中国による輸出はますます国際的な貿易のルールにしたがう必要が出てきたといえる。

遡って1990年代半ば以降、先進諸国は「発展途上国の人権問題を監視する」旗印を掲げて、人権問題と貿易問題をリンクさせるように働きかけた。たとえば、WTOの多角的交渉のなかで、労働者権益基準の問題を繰り返し強調し、違反国に対しては制裁を加えるようによびかけたのである。発展途上国の強い反発で成功しなかったが、しかし1995年以降、「SA8000企業の社会的責任」を達成した世界の大手商社は、中国で取引を行なう際に取引相手企業に対して社会的責任の実践を強く求めた。これは中国企業にとって大きな洗礼となった。

「企業の社会的責任」の背景についてふれてみよう。経済のグローバル化は資源と資本の国際間の移動を意味する。その重要な担い手は多国籍企業である。当初は、国際競争のなかでより大きな優位性とより多くの利潤を獲得するために、一部の企業は、投資受入国である発展途上国の法的整備の遅れを利用して、労働者の安全や福祉を軽視する傾向にあった。たとえば、1980年代のアジアでは、インドネシア、フィリピン、タイ等で低賃金、強制残業、性的差別、健康面での保障の欠如、労働者の組合入会禁止等の問題が多発した。問題が公表されるようになって以降、先進諸国の国内で、消費者、NGO、労働組合、学生組織などが反対・抗議運動を起こし、グローバルな経営活動を展開している多国籍企業が利益を獲得する際に、労働者権益の保護を含む社会的責任を実践し

なければならぬと圧力をかけた。

「企業の社会的責任」運動は、国際労働組合、消費者運動、環境保護運動と女性権利運動などと結合し、1990年代以降勢いを増している。国連の『世界人権宣言』と国際労働組合の『基礎的条約』の精神にもとづき、「国際自由組合連盟」(ICFTU)において1997年12月に定められた基本規則(Basic Code)を模範に、一部の先進国と国際組織は「企業の社会的責任」の体系整理と実施に踏み切った。たとえば、イギリスの「貿易倫理基本規則」(Ethical Trading Initiative Base Code)、ヨーロッパの「清潔衣服運動」(CCC、Clean Clothes Campaign)主催の「衣料業界公正貿易憲章」(The Fair Trade Charter for Garments)、米国「国際社会的責任」(SAI)主催の「社会的責任8000認証」(SA8000)、米国「公正労働者協会」(FLA)において定められた「職場行動規則」(Workplace Code of Conduct)などがあげられる。

国内で比較的良好に整備された監督システムが存在する先進諸国の海外経営は、監督の目から逃れ、一時期自由で勝手な「無法地帯」の様相を呈した。しかし市民社会の追跡の目がついに海外にもやってきた。営利本能の企業は、成熟した市民社会の監視なしでは、容易に社会的公正と人権の侵害に至ってしまう。遠く遡ると、欧米諸国の植民地政策に関する是正措置も、国内の人権意識が発達して以降にはじめて可能になったのである。

中国のWTO加盟以来、中国企業と取引する外国企業は企業の社会的責任に関連して、労働者権益の保護の側面でも多くの要求を提出した。中国企業は、当初は受動的に取引相手企業の要求に応じて、労働者権益の保護に注意を払うが、最近の「生存の鉄則」を認知すれば、何れは内生化するいくものと考えられる。

6-2. マクロ的視点：格差対策の必要性

貿易摩擦を軽減させるために、中国は内需拡大の必要に迫られている。現状では、以下のような阻害要因が存在している。

6-2-1. 農村人口の購買力問題

中国は13億の人口を抱えているが、しかし人口の規模がすなわち市場になるわけではない。購買

力のない人口は市場ではない。「中国工場」から「中国市場」へ変える、少なくとも両立させるには、国内の内需の拡大、とくに8億にのぼる農村人口の所得および購買力向上のために、格差対策を推進する必要がある。

都市農村間の所得格差と消費格差はともに大きい。しかも後者が前者を上回っている。第13表は、都市住民の1人当たり所得が農村住民の1人当たり所得の何倍にあたるか(都市対農村の倍率)を示したものである。それによると、(1978年-1985年の期間を除いて)当該倍率の上昇が確認できる。すなわち、都市対農村の倍率は1978年から1985年にかけて顕著に縮小したが、その後倍率は変動しながら推移している。そして1996年以降おおむね上昇を示し、2006年には3.28倍になったのである。また消費も類似した傾向を示している。第14表によると、都市対農村の倍率は1978年の2.9倍から1985年の2.2倍にいったん縮小したが、その後拡大をみせ、1995年には3.8倍に達し、その後ほぼ横ばいで推移している。

ただし、注意すべき点がある。1980年代以降現在まで、都市住民は各種の福祉手当が受けられる。1人当たり年平均手当は3,000円から4,000円である。このうち2005年の都市部労働者(私営企業、退職者を含む)1人当たり社会保障支出は1,766円であるのに対して、農村部住民はわずか14円ではない。したがって都市対農村の倍率は126倍に達する。この点を考慮に入れれば、都市農村間の実質所得格差はさらに大きいものとなる。単純に計算すれば、約6倍である(中国社会科学院(2005)参照)。

6-2-2. 消費代替効果の存在

国民の購買力を低下させるもうひとつの理由は都市部の不動産開発ブームや、深刻な教育、医療問題であり、これらの諸問題に対して政府がはたすべき役割が不十分になれば、都市部住民の消費心理に著しい影響がおよぶ。将来の不安のため、国民は所得を貯蓄に回す。それだけではない。先に述べたように、不動産バブルのような現象は資源の歪んだ配分をまねき、マクロ経済の失速につながりかねない。また、不公正な社会的富の分配は、体制移行期の中国社会の安定を損なう結果となる。

第13表 中国都市農村間所得格差の推移

年分	農村住民1人当たり所得(元)	都市住民1人当たり所得(元)	倍率 都市／農村
1978	133.6	343.4	2.57
1985	397.6	739.1	1.86
1990	686.3	1,510.2	2.2
1995	1,577.7	4,283	2.71
2000	2,253.4	6,280	2.79
2001	2,366.4	6,859.6	2.9
2002	2,475.6	7,702.8	3.11
2003	2,622.2	8,472.2	3.23
2004	2,936.4	9,421.6	3.21
2005	3,254.9	10,493	3.22
2006	3,587	11,759.5	3.28

出所：『中国統計年鑑』2007年版より筆者計算。

第14表 中国都市農村間消費格差の推移

	1978	1980	1985	1989	1990	1997	2000	2002	2003	2004	2005	2006
都市住民 1人当たり 消費(元)	405	496	802	1,211	1,279	4,186	4,998	6,030	6,511	7,182	7,943	8,697
農村住民 1人当たり 消費(元)	138	178	347	535	585	1,617	1,670	1,834	1,943	2,185	2,555	2,829
都市／農 村の倍率	2.93	2.79	2.31	2.26	2.19	2.59	2.99	3.29	3.35	3.29	3.11	3.07

出所：『中国統計年鑑』各年版より筆者計算。

1990年代後半、中国におけるマクロ経済の需要を形成する消費、投資、輸出のうち、消費の役割が明らかに小さかった。1999年末に、中国の住民貯蓄は6兆元に達した。内需拡大のため、国家税務総局は利子税を徴収することを決定した(1999年11月1日より実施)。しかし住民の貯蓄行動は利子税の徴収によって簡単に変わったわけではない。第15表によると、住民貯蓄残高成長率はGDP成長率をはるかに上回るだけでなく、同期の社会消費財小売総額の成長率をも上回った。そして、中国の高い貯蓄率は高い投資率の傾向とかなり一致している。1990年代以降(1993年を除いて)、中国の貯蓄率はつねに投資率を上回ってきた。それによって、1990年代以降、中国では(1993年から1995年の期間のインフレを除いて)物価が比較

的安定しており、1998年から2001年の期間は歴史上まれなデフレを経験したのである。

世界の平均貯蓄率が19.7%であるのに対して、2005年中国の貯蓄率は46%の水準に達した。対照的に、米国はほぼ2%にとどまっている。また2005年の1年間に、人民元預金増加総額は4.57兆元に達したが、そのうち2.15兆元が住民貯蓄であり、財政的預金は1,760億元しかなく、住民貯蓄増加額の8.19%であった。中国の国民はなぜ貯蓄指向になったのだろうか。

中国人民銀行が行なった、2006年第1四半期全国城鎮家庭貯蓄に関するアンケート調査によると、当面の物価と利子率の水準のもとで、「より多くの消費(借金を含む)が得だ」と答えた人の比率は28.6%であり、前の四半期および前年同期

に比べてそれぞれ0.9%、1.8%低下した。国民の消費への指向が連続3四半期低下し、2006年第1四半期は歴史上最低となった。中国人民銀行の分析によれば、以下のふたつの要因が重要である。第1は、国民の将来に対する不安が大きいことである。アンケートでは、個人貯蓄の最大の理由は教育費であり、次いで養老、住宅購入、不測の事

態への対処となっている。第2は、住宅や自動車の消費ブームの沈静化である。調査によると、調査時点から先3カ月の住宅購入希望者数は18.2%であり、前の四半期および前年同期に比べてそれぞれ1%、3.8%低下した（歴史上最低である）。また、同じくこの先3カ月の自動車購入希望者数は9.8%で、前の四半期および前年同期よりそれ

第15表 中国の貯蓄、消費状況推移（2001年 — 2006年）

年	年末貯蓄残高 (億元)	年間貯蓄増加額 (億元)	年間貯蓄成長率 (%)	社会消費財 小売額成長率 (%)	GDP成長率 (%)
2001	73,762.40	—	—	—	—
2002	86,910.60	13,233.20	17.90	8.80	8.00
2003	103,617.65	16,707.05	19.22	9.10	9.10
2004	119,555.39	15,937.74	15.38	13.30	10.10
2005	141,050.99	21,495.60	17.98	12.90	10.20
2006	161,587.30	20,536.31	14.56	13.70	10.70

出所：中華人民共和国統計局（ネットサイト：<http://www.stats.gov.cn/>）。

ぞれ0.1%、1.5%低下した。なお、国民による証券市場に対する期待感上昇している。「株あるいはファンドを購入するほうが得だ」と答える人数は8%であり、前年同期より1.8%高くなっている。

6-2-2 (3). 政策決定過程における参加権問題

中国のような大きな規模の国が、経済格差（地域格差や所得格差等）を日本のような水準に近づけるのは無理であろう。この面では、むしろ米国の経験が示唆的である。中国の統計局はジニ係数を正式に発表していないが、世界銀行によると、中国のジニ係数は0.45（2001年）であり、米国は0.38（2000）、日本は0.25（1993）である³³。

米国は所得格差や資産格差が相対的に大きいのに、なぜ社会的結束力や、愛国心が強いのだろうか。なぜ格差が社会的不安を引き起こす材料になっていないのだろうか。

その秘訣は民主的政策決定システムにあるのではないかと考えられる。議会制度や地方自治制度

のもとで、国民は投票権などをつうじて広範に政策決定プロセスに参加している。自ら参加したがゆえに、政策の結果に対する国民の忍耐力も高まるわけである。政策執行状況が悪ければ、間違った選択をしたと認識した国民は次の機会に修正を行なうことができるし、あるいは運動を起こし、より多くの人によびかけることもできる。つまり、格差問題に対する意志表示や政策決定が社会に開かれているため、比較的よい政策が作成可能である（機会の平等の達成）し、国民の不満は大きく膨らむことなく、体制内で解消できる。民主的政策決定システムは、格差という経済発展の負の効果を内生化する制度的装置でもある。

開発は、単細胞の社会を複雑な構造をもつ社会へと転換させる過程である。その間にいろいろな社会的・経済的諸問題が発生する。国民は政策決定への参加をつうじて、政府の負う責任や課題を実感し、共有するようになる。それによって、国民は政府と対立するのではなく、むしろ政府の「友人」（責任の共有者）になることができる。権威主義体制諸国にとってとりわけ示唆的なのは、

³³ World Bank, *World Development Report 2006*.

「統治」の目的である社会的安定は、その反対側の「自治」や「参加権」の導入によって、はじめる確たるものになるという点である。

6-3. 経済システムと政治システムにおける制度変遷の運動効果

鄧小平開発体制のもつ中国にとっての意義は、中国経済の近代化および中国の国際的地位の向上のみでない。われわれがとくに強調したいのは、「開放体制」である鄧小平開発体制のもとで新しい制度変遷メカニズムができつつあるという点である。われわれはこれを「現実追従型」制度変遷と名づける。すなわち、漸進主義改革路線をとった中国では、持続可能な経済発展という目標は、内在的論理として、体制移行を要求するのである。経済システムと政治システムの境界が徐々に融合していき、個々の制度変遷がそれぞれ大きく関わりはじめる—このプロセスが真の体制移行であろう（第4図）。

6-3-（1）. 労働者権益保護と「新型労働組合」の誕生

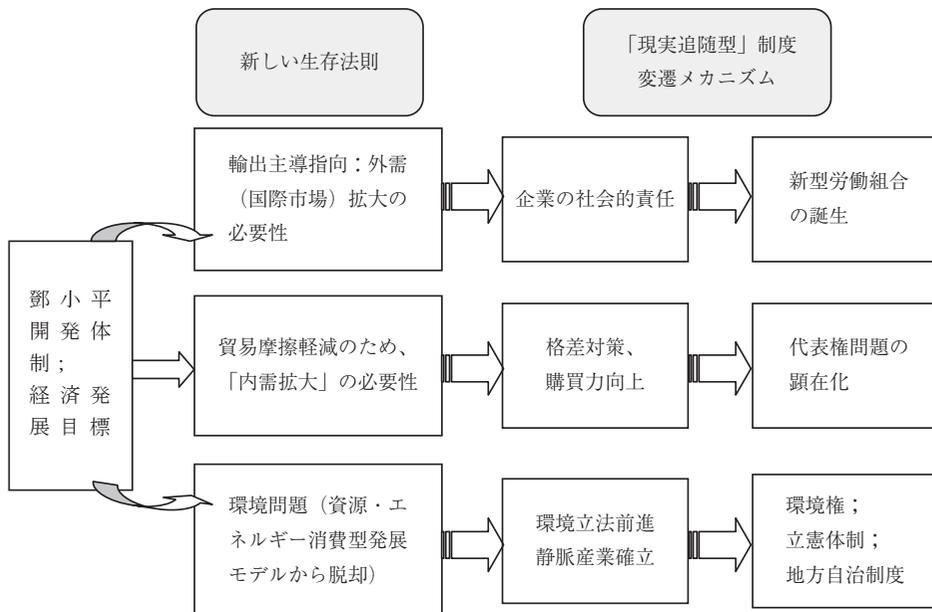
労働者権益保護のために、地方政府がすでに動

いている。「最低賃金」の改定（前述）や違法企業を公示する制度の導入などが各地でみられるのである。

たとえば、農民工を多く吸収している広東省は、農民工権益保護のために動きはじめた。2005年10月に省内で広報活動を展開し、政府の労働保障監察工作は今後農民工権益保護を工作の重点分野にすると宣言したのである。同時に、広東省労働與社会保険庁は重大な違反行為のある20企業（うち11企業は、内陸農村部からの農民工を大量に雇っていた製造業企業）のリストを公表し、行政的手段のみでなく、社会的監視の目もこの方面に向くようにつとめている。新しい公表制度によって、賃金未払い、残業、従業員のための社会保険未加入などの違法行為が発覚した企業や事業単位に対して、インターネット、職業仲介機構、コミュニティ労働保障サービス機構、メディア等をつうじて、社会に公表するのである。

労働者権益保護において、地方政府の政策が外的推進力というならば、民営企業に端を発する「新型労働組合」の成長は内的推進力になっているといえよう。これらの組織は何れも労働者集団交渉の代表としての自覚をもち、一種の政治的団体へ成長していく可能性が高い。

第4図 鄧小平開発体制下の新しい「生存法則」と「現実追従型」制度変遷



出所：筆者作成。

たとえば、労働者権益保護のため、2005年に江蘇省無錫市政府が「企業における賃金集団交渉を推進する意見」（錫政発2005年121号公文）を發布した。とくに外資系および私営・民営企業に対して、賃金集団交渉制度を強化するように要求した。具体的には、各レベルの労働組合と従業員代表大会の機能の強化によって、企業内部で賃金上昇と福祉の要求に関する集団交渉制度を確立するようによびかけた。

中国では、多くの人々がこのような新型労働組合（その特徴は、組合の委員長と委員はすべて直接選挙によって選ばれる）の構築は、調和的な労資関係の実現に不可欠だという認識をもつようになった。計画経済体制の時代から、中国の企業（職場）には労働組合が存在していたが、しかし伝統的労働組合は企業の総務部のような存在で、真の労働組合とはいえなかった。新型労働組合は労働者の集団交渉の代表として、労働者権益の保護に欠かせない自治組織となっている。

中国における新型労働組合の誕生には、外的要素（外圧）と内的要素（内圧）の両方による刺激が存在した。

外圧については次のとおりである。輸出主導の開発戦略のもとで、国際市場は中国経済にとって重要な存在である。国際社会は、労働者権益保護や環境保護に対して、企業が「社会的責任」をはたすべきであるという共通認識をもっている。たとえば、2003年12月25日の『南方都市報』は次のような事例を報道した。浙江省杭州市余杭区の有名な製靴企業「雅加実業公司」は、従業員の勤務時間を計るメーターの修理に追われていたのだが、それは取引相手である米国の大手製靴企業の要求だったという。当該米国企業が、「雅加実業公司」の労働者権益の状況について評価を行なったところ、賃金水準、生産環境、従業員安全基準等については満足するレベルだった。しかし、従業員の勤務時間を計るメーターの故障に気づき、急いで修理するよう要求して、それを取引契約継続の条件にしたのだという。

労働者権益保護に対する外圧によって、中国国内の企業は生存と発展のために、従来の低コスト依存の経路を改めなければならなくなる。注意すべき点は、国内の法的制度が完全ではない現状では、外圧は「代替効果」を発揮しているというこ

とである。「雅加実業公司」の幹部によれば、このような外国の取引相手は、まるで姑が嫁を監督するような姿勢で、地元政府部門よりはるかにきめ細かく労働者権益問題をチェックしている。企業はいまや自覚をもって中国の法律と国際的慣例にしたがって労働者権益の保護を行なっているという。そして、このような企業への個々の外圧が、何れは国全体の法的環境の整備にもつながっていくものと考えられる。

内圧についていえば、新型労働組合は企業が一定規模に達してからの内生的要求ともいえるべきものである。企業の発展には、熟練労働力の安定した雇用が重要である。多くの企業では新型労働組合ができる前は、労働力の流動率が非常に高く、生産に対する影響が大きかった。企業は新しい労働力の訓練にあたらなければならなかった。広東省の場合、労働集約型工場で毎年の流動率は60%をこえていた。多くの企業はつねに新規雇用につとめなければならなかったのである。新型労働組合の成立後には、労働者が問題を感じた際には、労働組合をつうじて経営側と集団交渉を行ない問題の解決にあたることができるようになった。そのため多くの労働者は安心して働けるようになり、流動率が著しく低下している。

そうした内外の諸要因が重なって、中国の新型労働組合の発展はかなり急速である。とくに民営企業の多い浙江省では1999年に、全国に先立って、直接選挙による新型労働組合の実験を密かに展開した。杭州市余杭区の統計によると、2003年に当該区で直接選挙を行なった組合は310カ所であり、企業・事業単位全体の36%、民営企業全体の70%が含まれている。

新型労働組合の役割は何だろうか。

たとえば、先に述べた「雅加実業公司」の場合、新型労働組合は経営側との交渉の末、賃金上昇協定を結んだ。それによれば、（企業の利潤が一定水準を超えて以降は）企業の利潤1%の上昇に対して、労働者の賃金を15%上昇させることになった。また「中華全国総工会」（組合連合）の幹部郭穩才によると、外資系企業が集中している沿海地域（広東省深圳市、福建省泉州市、山東省青島等）では、組合委員長の直接選挙が試行されている。直接選挙は中国の組合改革の方向として肯定されており、実際200人以下の中小企業では、組

合委員長の直接選挙が加速化している。

総じていえば、経済のグローバル化は「企業の社会的責任」運動を拡大させ、そこでの価値観は自由、平等、人権保護など人類が追求する政治的課題にも共通している。

それでは、中国の新型労働組合は今後政治団体へ成長していくのだろうか。中国の体制移行においてどのような役割をはたすのだろうか。（反体制運動を指導し、その後政権を獲得することとなった）ポーランドの自主管理労組「連帯」³⁵との比較でいえば、漸進主義改革路線をとった中国では、労働組合の役割はかなり違ってくるのではないかと考えられる、というのがわれわれの判断である。

6-3-1 (2). 農民代表権問題の顕在化

また、格差是正とりわけ農村の貧困を解消させるために、何れは「代表権」の問題にふれなくてはならない。現在の、恵みを分け与えるような意味での「三農政策」だけでは、十分ではない。というのは、政治的に代表権をもたない団体は自らの権利の主張ができないからである。現在の農村自治制度のもとでは、農村の幹部は直接選挙によって選ばれるとしても、財政権をもたないため、結局は上位政府のいうとおりに行動しなければならない。したがって、農村幹部たちは農民利益の真の代弁者にはなれない。人民代表大会制度があったとしても、真の農民代表という事例はほとんど存在しない。実際には、多くの農民代表たちは結局農村地域における幹部たちにはかならない。たとえば、上海郊外の金山区は農村地域にあたり、当該区の区長、党書記および区人民代表大会常務委員会主任等を歴任してきた幹部は、上海市の人民代表のみでなく、第10回全国人民代表大会の代表（任期は2002年から2007年）もつとめており、分類上では「農民代表」となっている³⁶。「真の農民」が、はたして政治参加のための素質もっているか否かしばしば疑われるが、これは誤解であろう。少なくとも、農民は自らの利益は何なのかを率直に訴える権利をもつべきであり、訴える能力もあるはずである。このような参政権の充実は

農村の貧困問題を解決する上で欠かせない「制度的装置」に違いない。

6-3-1 (3). 環境権確立の必要性

持続可能な経済発展のためには、中国経済は資源・エネルギー消費型発展モデルから脱却しなければならない。環境問題は、2種類に分けられる。（1）公害・生活の質の問題および（2）生産活動における資源・エネルギー制約問題、である。同じく政府主導の開発体制のもとで「追いかけ戦略」を展開した日本の事例をみると、環境問題の解決は「環境権」の主張からはじまったことがわかる。つまり、公害問題の解決が第1の推進力となったのである。

そして「環境権」の主張が受け容れられることとなった根源は、「立憲」であり、立憲の意味での「地方自治制度」の存在である。それによって、国際社会が提起した「環境権」（正式には、1970年国際社会科学評議会主催の国際会議が採択した「東京宣言」により提起された）に呼応する内的な力が生まれたのである。環境権に対応するため、環境に関する法律が改善され、企業に対する規制が厳しくなった。同時に、環境問題は地域的な特性をもつため、現場での素早い対応が求められる。日本の場合、地方自治制度の存在によって、先進的自治体（および首長）が続々誕生し、「住民—地方自治体—国」へと下から上への環境保護意識の伝導メカニズムができた。

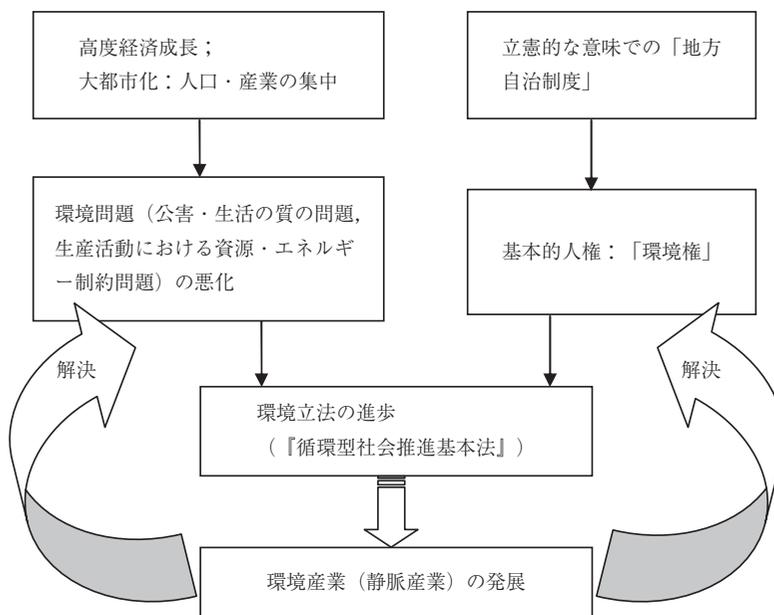
2000年、日本で環境立法の大きな前進がみられた。それは『循環型社会推進基本法』の実施である。法律の規制によって、日本では従来の動脈産業（資源から製品完成の段階の産業）と並んで、環境産業（静脈産業：製品廃棄から資源再利用するまでの段階の産業）の発展を実現することとなった。これによって、「大量生産、大量消費、大量廃棄」の工業社会モデルから「3R」（Reduce、Reuse、Recycle）を特徴とする循環型社会モデルへの転換を完成させることとなった（陳雲（2007a）参照）（第5図）。

この道をたどってみると、有益な示唆が得られる。中国の環境問題は、現段階では「資源・エネ

³⁵ 詳しくは、たとえば、Kenney (2003), Kenney (2006), Osa (2003) 等参照。

³⁶ 筆者のうちのひとり（陳雲）の聞き取り調査による（2006年）。

第5図 東京都における「循環型社会」構築に対する制度的分析の枠組み



出所：筆者作成。

ルギー消費型発展モデルからの脱却」に照準をあてているが、この目標の実現には、「環境権」の成立が不可欠である。公害の被害を受けた地域住民の抗議活動に法的根拠を与えることによって、企業が負の外部性を内生化する原動力が生まれる。

中国では、近年、持続可能な発展と環境問題に関する研究が増えているが、基本的には、「発展と環境の協調」に重点をおき、「産業優先論」が根強く存在する。実質的には、1970年「公害国会」が開かれる前の1960年代の日本に相当すると思われる。中国の場合、現状では、研究者の間でさえ「環境優先論」を唱えるものはまれである。

中国においては、制度上、日本のような立憲的な「地方自治制度」が確立されていない（「民族自治制度」や、「香港・アモイ特別行政区」制度を設けているものの、「地方分権」の域を出ておらず、立憲的な意味での「地方自治制度」が確立されていない）のが現状である。そのため、社会全般において、「産業優先」にもとづく「開発衝動」を抑える方策（地方の首長や議員に対する直接選挙権および直接請求権を中心とするボトムアップ式の伝導メカニズム）が存在しない。そのため、地方官僚は「御上」に対して「貢献」する必

要を負っており、「産業化」の推進を国の主要な発展目標にしている現在の段階では、GDP成長率こそが地方官僚の業績評価の「指標」である。したがって、実質的に地方政府は「GDP万能主義」に陥ることとなる。

最近、環境問題が徐々に深刻化していくなかで、中国でも「グリーンGDP」をGDPの代替指標にする動きが活発化している。しかし、「グリーンGDP」の測定方法を精緻化させるには課題が残されており、本格化させることは困難であると思われる。また、より根本的には、直接選挙権や直接請求権をもたない当該地域住民の無力化状態が変わらないままでは、地域の環境に積極的に取り組む地方政府も現れないであろう。

環境問題は、つねに具体的な地域の現場で発生するものであり、現場（地域住民および行政の末端組織）から上層部へ伝えていくメカニズムの存在が問題の解決には不可欠である。日本の環境問題に取り組む道筋から明らかなように、住民の周辺の環境の悪化（国民の健康被害や、生活の質の低下）が住民運動の起爆剤となり、それらの問題を解決するために、「生産方式」・「開発方式」の改善が強く求められるようになった。そして最終的には、法律の改正にもつながったのである。

それに対して中国では、エネルギー・資源のボトルネックに直面しているなかで、「循環経済」、「省エネ」、「節約型社会」のスローガンを掲げており、「生産方式」の改善に重点をおいているものの効果が薄いのは、制度改革を抜きにしているからだと考えられる。

制度問題をはずして中国の環境改善を望むことは無理であろう。環境問題において、現制度のもとで「合理的に」行動する中国の地方政府に対して、比較的「超然」とした地位にある中央政府はなす術がないといわざるを得ない。住民不在の環境行政を変革する制度改革（たとえば地方自治制度の導入）が、中国の環境問題に関する構造改革を引き起こすものと考えられる。

おわりに

本稿では、「東アジアモデル」の諸特徴に照らして、「中国は東アジアモデルの仲間入りができるか」を問いかけてみた。中国で持続可能な経済発展のために、政治体制の側面での改革を巻き込んだ複合的かつ現実追従型改革のプロセスが観察されつつあることを基礎として、分析を試みた。

従来、発展途上国にとって好都合な用語のひとつに、「後発の利益」がある。しかし物事はそれほど簡単ではない。発展の段階がすすむにつれて、「後発の不利益」がますます顕在化することとなり、そうした不利益を除去する能力がまさに「国家能力」にほかならない。後発国であるがゆえに、発展の諸問題が複雑に絡むようになり、先進国が数段階に分けて歩んだ道を複合化させた上で短時間で完成に到達しなければならない。したがって、先進国のステップ・バイ・ステップの発展過程に比べて明らかに困難が大きい。その際には、政府の「舵取り」および「エンジン」としての役割が期待される。政府の積極的介入は「東アジアモデル」の特徴のひとつでもある。

同じく東アジアに位置する中国も例外ではない。「挙国体制」、「開放体制」、「市場経済」はともに時代のキーワードになっている。しかし「立憲経済学」が指摘しているように、「政府」と「市場」の間にはディレンマが存在する。そして、政府と市場の間のみではなく、本稿で扱った諸テーマ政治と経済、中央と地方、内政と外交の諸

関係一にも類似したディレンマが存在する。ディレンマとは、どの主体も不完全であり、「進化」する課題が課されているものの、自らの不完全さに気づかずに走るため、「市場の失敗」および「政府の失敗」が発生する、ということである。これらのペア関係は、まさに盲目の人と手足の不自由な人の関係のように、互いに支え合わなければ、どちらの行動も難しくなるだろう。

さらに難しいのは、それら2者の関係は試練に耐えて築かれた「友好的な関係」ではなく、むしろ互いによく知らない「他者の関係」だということである。互いに相手を必要としながらも用心深く相互防衛している緊張感が溢れている。当該2者は、「相互促進」か「相互抑制」かの運命的関係にあり、協力関係が失敗する場合、両者とも破綻してしまう可能性が高い（移行の挫折）。この意味では、小刻みな歩き方のほうがお互いに安心感を与えられる。これは漸進主義路線の必要性のひとつの説明になり得るだろう。発展途上国が成熟に向かう際に、“Learning By Dong” が常態であるということができる。

「東アジアモデル」の成功の秘訣は何だろうか。そして1978年以降の中国もこの「東アジアモデル」の仲間入りができるだろうか。

このふたつは、現代中国における主要な課題である。本稿は、中国の開発モデルを「東アジアモデル」の経済面の特徴に照準をあわせた上で検証を試みたものである。

陳 雲：復旦大学国際関係與公共事務学院・副教授

森田 憲：広島大学大学院社会科学研究所・教授

参考文献

- Adorno, Theodor W., Frenkel-Brunswick, Else, Levinson, Daniel J. and R. Nevitt Sanford (1950), *The Authoritarian Personality*, New York, Harper & Row.
- Aoki, M. (2001), *Toward a Comparative Institutional Analysis*, Cambridge, The MIT Press.
- Aoki, M., Hyung-Ki Kim and M. Okuno-Fujiwara (eds) (1996), *The Role of Government in East Asian Economic Development: Comparative*

- Institutional Analysis*, New York, Oxford University Press.
- Bank Negara Malaysia, *Quarterly Economic Bulletin*, Kuala Lumpur, quarterly.
- Borensztein, E. and J. Ostry (1996), "Accounting for China's Growth Performance", *American Economic Review*, Vol.86, No.2.
- 曹徵明 (2002)、「上海浦東不動産市場のリスク評価」(中国語)、『2001年上海不動産報告』(中国語)、搜狐ネット (house.schu.com) 1月30日。
- 陳雲 (2001)、『中国の経済開発と地域格差に関する実証研究—長江デルタを中心として—』、広島大学博士論文。
- 陳雲 (2004)、「90年代からの上海の重点産業および産業政策の展開」、『季刊中国総研』第8-4巻第29号。
- 陳雲 (2005a)、「東アジア秩序の中のアメリカ要素と東アジア国家の内向性」(中国語)、戴曉芙・郭定平 (編)、『東アジア発展モデルと地域合作』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- 陳雲 (2005b)、「東南アジアモデルと東アジア NIEs モデルの比較：成長の享受の示唆」(中国語)、袁志剛・顧雲深・陳皓 (編)、『国際化に向かう金融と管理システムの変革』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- 陳雲 (2005c)、「東アジア開発体制の政治経済学的分析：権威主義開発体制の若干潜在規則」(中国語)、袁志剛・顧雲深・陳皓 (編)、『国際化に向かう金融と管理システムの変革』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- 陳雲 (2005d)、「90年代日本経済低迷の原因分析」(中国語)、『日本学論壇』(東北師範大学)(中国語)、第177-178号。
- 陳雲 (2006a)、「国際貿易における為替変動および国内産業構造へのインパクト」(中国語)、『世界経済文匯』(復旦大学)(中国語)、7月。
- 陳雲 (2006b)、「上海郊外区県の都市化、産業化および農民の所得変動—「三つの集中」方針をめぐる政策的考察」、新藤宗幸 (監修)、五石敬路 (編)、『東アジア大都市のグローバル化と二極分化』、東京、国際書院。
- 陳雲 (2006c)、「1990年代以降日本の「構造改革」の政治経済学：日本の経営と官僚主導モデルの移行」(中国語)、楊龍 (編)、『北東アジア社会、経済、文化と地域合作』(中国語)、天津、南開大学出版社。
- 陳雲 (2006d)、「中国の都市化プロセスにおける問題と分析」(中国語)、東方論壇弁公室 (編)、『中国都市化と農村問題十六講』(中国語)、上海、上海辞書出版社。
- 陳雲 (2006e)、「万博理念を練り、都市精神を築き上げる——大阪万博の示唆」(中国語)、中国社会科学院文献センター (編)、『科学発展観を堅持、調和社会を構築する——党政幹部理論学習文献・経済発展巻』(中国語)、北京、中国文史出版社。
- Chen, Yun (2006), "The Economic Development and Regional Disparity of the Yangtze River Delta", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol.40.
- 陳雲 (2007a)「統治と自治：東京都における循環型社会構築の制度的分析」(中国語)、蘇智良 (編)、『東京と上海の都市文化』(中国語)、上海、上海辞書出版社。
- 陳雲 (2007b)、「上海における住宅制度の改革」、三宅博史・五石敬路 (編)、『東アジア大都市の膨張と管理』、東京、国際書院。
- Chen, Yun (2008), "Political Economy of the Chinese Development Model: The Fact Approving Mechanism of Institutional Change in Chinese Society", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol.43.
- Chen, Yun (2009), *Transition and Development in China: Towards Shared Growth*, Aldershot, Ashgate Publishing.
- 陳雲・戸田常一 (2001)、「長江デルタの経済開発と地域格差に関する実証研究」、『地域学研究』(日本地域学会)、第31巻第3号。
- 陳雲・森田憲 (2005)、「中国の体制移行における開発モデルの変遷と所得格差：中欧の体制移行経路との比較分析」、『広島大学経済論叢』、第29巻第2号 (11月)。
- Chen, Yun and K. Morita (2006), "Development Strategies and Income Disparities in China: Comparisons with Central Europe", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute

- for International Studies, Warsaw, Poland) , Vol.40.
- 陳雲・森田憲 (2007)、「上海における不動産開発の政治経済学：現状およびマクロ経済へのインパクト」、『広島大学経済論叢』、第31巻第2号 (11月)。
- Chen, Yun and K. Morita (2008) , "On the Way Towards East Asian Integration: Comparisons with European Integration", Paper presented at the 49th ISA Annual Meeting, San Francisco, CA, USA, March 26 - 29.
- 陳雲・森田憲 (2009a)、「中国開発モデルの政治学：「成長の共有」の示唆」、『広島大学経済論叢』、第32巻第3号 (3月)。
- 陳雲・森田憲 (2009b)、『中国の体制移行と発展の政治経済学』、東京、多賀出版。
- Chen, Yun and K. Morita (2009) , *Political Economy of Development in China: Comparisons with Japan*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- 陳志龍・陳雲 (2003)、「中国の地域格差の規定要因に関する一考察」、日本大学経済学部 (編) (2003)、『市場経済化と政府の役割』、東京、文真堂。
- 中国社会科学院 (2005)、『2005年経済青書』(中国語)、北京、社会科学文献出版社。
- 中国社会科学院文献センター (編) (2006)、『科学発展観を堅持、調和社會を構築する——党政幹部理論學習文獻・經濟發展卷』(中国語)、北京、中国文史出版社。
- Dabrowski, M., Sley, B. and J. Neneman (eds) (2004) , *Beyond Transition: Development Perspectives and Dilemmas*, Aldershot, Ashgate Publishing.
- 戴曉英・郭定平 (編) (2005)、『東アジア發展モデルと地域合作』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- 東方論壇弁公室 (編) (2006)、『中国都市化と農村問題十六講』(中国語)、上海、上海辞書出版社。
- 樊綱 (1997)、『漸進改革の政治経済学的分析』(中国語)、上海、上海遠東出版社。
- Greenfeld, L. (2001) , *The Spirit of Capitalism: Nationalism and Economic Growth*, Cambridge, Harvard University Press.
- Hare, P. G. (ed) (1999) , *Systemic Change in Post-Communist Economies*, London, The Macmillan Press.
- 速水祐次郎 (1995)『開發経済学』、東京、創文社。
- Hu, Z. and M. S. Khan (1997) , "Why Is China Growing So Fast?", IMF Staff Papers, Washington DC, International Monetary Fund.
- Huntington, S. (1968) , *The Political Order in Changing Society*, New Haven, Yale University Press.
- 岩田昌征 (編) (1979)、『経済体制論』(第4巻)、東京、東洋経済新報社。
- Johnson, C. (1982) , *MITI and Japanese Miracle: the Growth of Industrial Policy, 1925-1975*, Berkeley, University of California Press.
- Kahn, H. (1979) , *World Economic Development*, Colorado, Westview Press.
- 珂言 (2002)、「新型拳国体制構築に関する若干關係」(中国語)、『体育文化導刊』(中国語)、第3期。
- Kenney, P. (2003) , *A Carnival of Revolution: Central Europe 1989*. New Jersey, Princeton University Press.
- Kenney, P. (2006) , *The Burdens of Freedom*. London, Zed Books
- Knight, J. and L. Song (1999) , *The rural-urban divide economic disparities and interactions in China*, New York, Oxford University Press.
- 国家計画委員会国土開發與地区經濟研究所 (編) (1996)、『我国地区經濟協調發展研究』(中国語)、北京、改革出版社。
- Kuznets, S. (1955) , "Economic growth and income inequality", *American Economic Review*, 45, No.1.
- Lange, O. (1936/1937) , "On the Economic Theory of Socialism", *Review of Economic Studies*, Vol.IV, No.1 and No.2.
- Lange, O. and F. M. Taylor (1964) , *On the Economic Theory of Socialism*, New York, McGraw-Hill.
- Lewis, W.A. (1954) , "Economic Development with Unlimited Supplies of Labor", *Manchester School of Economics and Social Studies*, Vol.22.
- 梁曉龍・鮑明曉・張林 (2006)、『拳国体制』(中

- 国語)、北京、人民体育出版社2006年
- 劉国光他(編)(2005)、『2006年：中国經濟情勢分析と予測』(中国語)、北京、社会科学文献出版社。
- 劉明(1992)、『彼岸のリーディングー台湾四十年經濟發展過程』(中国語)、ハルビン、黒竜江省人民出版社。
- 龍建新・黄文真(1993)、『台湾經濟介評』(中国語)、台北、中信出版社。
- 馬国川(2005)、「貧富格差の縮小には資本重視・労働軽視の鉄則を破らなければならない」(中国語)、『国際金融報』(中国語)(10月21日)。
- 丸山伸郎(1988)、『中国の工業化と産業技術進歩』、東京、アジア經濟研究所。
- Maslow, A. (1954), *Motivation and Personality*, New York, Harper & Row.
- McKenzie, R. (ed) (1984), *Constitutional economics: Containing the economic powers of government*, Maryland, Lexington Books.
- 三菱綜合研究所(編)(1996)、『中国最高指導者 WHO'S WHO』、東京、蒼蒼社。
- 三宅博史・五石敬路(編)(2007)、『東アジア大都市の膨張と管理』、東京、国際書院。
- 宮崎良夫(1986)、「行政不服審査制度の運用と問題点」、『社会科学研究』、第38巻第2号。
- Morita, K. (1999), "Polish Economic Reforms in Japanese Historical Perspectives", Hare, P. G. (ed), *Systemic Change in Post-Communist Economies*, London, The Macmillan Press.
- 森田憲(2002)、『中欧の經濟改革と商品先物市場』、東京、多賀出版。
- Morita, K. (2004), *Economic Reforms and Capital Markets in Central Europe*, Aldershot, Ashgate Publishing.
- Morita, K. (2005), "On Japanese Economic Relations with Central Europe and China: International Regime approach", Paper presented at the 46th ISA Annual Meeting, Honolulu, Hawaii, USA, March 1-5.
- Morita, K. and Yun Chen (2005), "Japanese Economic Relations with Central Europe and China: Transition and Inward FDI", Paper presented at the VII World Congress of ICCEES, Berlin, Germany, July 25-30.
- Morita, K. and Yun Chen (2006), "EU Enlargement and Possible Ways toward East Asian Integration", Paper presented at the 47th ISA Annual Meeting, San Diego, CA, USA, March 22 - 25.
- 森田憲・陳雲(2006)、「日本の対体制移行国直接投資：規模および傾向」、『広島大学經濟論叢』、第30巻第2号(11月)。
- 森田憲・陳雲(2007)、「中国の市場社会主義と商品先物市場：中国の商品先物市場は發展可能か」、『先物取引研究』、第11巻第1号(2月)。
- Morita, K. and Yun Chen (2007), "Comparative Perspective on European and Asian Integration", Paper presented at the 59th AAS Annual Meeting, Boston, MA, USA, March 21-25.
- Morita, K. and Yun Chen (2008), "A Sociological Study of Transition: China and Central Europe", *Economic Papers* (Warsaw School of Economics, Institute for International Studies, Warsaw, Poland), Vol.43.
- 森田憲・陳雲(2008)、「地域統合と経路依存：アジアの統合をめぐる」、『広島大学經濟論叢』、第32巻第1号(7月)。
- 森田憲・陳雲(2009)、『中国の經濟改革と資本市場』、東京、多賀出版。
- Morita, K. and Yun Chen (2009a), "A Comparative Analysis of Japanese Foreign Direct Investment in Central Europe and China", Pickles, J. (ed), *Globalization and Regionalization in Post-Socialist Economies*, New York, Palgrave Macmillan.
- Morita, K. and Yun Chen (2009b), *Transition, Regional Development and Globalization: China and Central Europe*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- Morita, K. and Yun Chen (2009c), *Emerging Capital Market and Transition in Contemporary China*, New Jersey, World Scientific Publishing.
- Myrdal, G. (1968), *Asian drama: An inquiry into the poverty of nations*, New York, Pantheon Books.
- 中兼和津次(1979)、「中国：社会主義經濟制度の構造と展開」、岩田昌征(編)、『經濟体制論』(第4巻)、東京、東洋經濟新報社。
- 中兼和津次(1999)、『中国經濟發展論』、東京、有斐閣。
- 日本大学經濟学部(編)(2003)、『市場經濟化と

- 政府の役割』、東京、文眞堂。
- 西部邁 (1975)、『ソシオ・エコノミックス』、東京、中央公論社。
- 牛可 (2002)、「米国援助と戦後台湾の経済改造」(中国語)、『アメリカ研究』(中国語)、第3期。
- North, D. and B. Weingast (1989), "Constitutions and Commitment: The Evolution of Institutions Governing Public Choice in Seventeenth-Century England", *Journal of Economic History*, XLIX.
- North, D. (1990), *Institutional Change and Economic Performance*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Osa, M. (2003), *Solidarity and Contention: Networks of Polish Opposition*. Minneapolis, University of Minnesota Press.
- Pickles, J. (ed) (2008), *Globalization and Regionalization in Post-Socialist Economies*, New York, Palgrave Macmillan.
- 上海政治学会 (編) (2005)、『和諧社会と政治発展』(中国語)、上海、上海人民出版社。
- 新藤宗幸 (監修)、五石敬路 (編) (2006)、『東アジア大都市のグローバル化と二極分化』、東京、国際書院。
- Smith, A. (1776), *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, London, Methuen and Co., Ltd.
- 孫懷仁 (編) (1990)、『上海社会主義経済建設発展簡史 (1949—1985年)』(中国語)、上海、上海人民出版社。
- 末廣昭 (1998)、「発展途上国の開発主義」、東京大学社会科学研究所 (編)、『20世紀システム4 開発主義』、東京、東京大学出版会。
- 楊龍 (編) (2006)、『北東アジア社会、経済、文化と地域合作』(中国語)、天津、南開大学出版社。
- Toynbee, A. J. (1957), *A Study of History* (Abridgement of Volumes VII-X by D.C. Somervell), Oxford, Oxford Publishing.
- Tseng, W. and H. Zebregs (2002), "Foreign Direct Investment in China: Some Lessons for Other Countries", IMF Policy Discussion Paper, Washington DC, International Monetary Fund.
- UNESCO (2003), *Global Education Monitoring Report*, Paris, UNESCO Publishing.
- 王成超 (2004)、「上海中低所得住民住宅問題および対策」(中国語)、『城市開発』(中国語)、第1期。
- 王春才 (1991)、『彭德懷在三線』(中国語)、四川省、四川人民出版社。
- 渡辺利夫 (1995)、「中国の市場経済化は何を帰結したか—地域間経済力配分構造の変化に関する一考察」、『国際問題』(日本国際問題研究所)、No.427。
- Weber, M. (1920), *Konfuzianismus und Taoismus*, Tübingen, J.C.B. Mohr (Paul Siebeck) (王容芬 (訳)、『儒教と道教』(中国語)、北京、商務印書館、2003年)。
- Weber, M. (1958), *The Protestant Ethic and the Spirit of Capitalism*, New York, Scribner.
- Weber, M. (1964), *The Religion of China* (translated by Hans H. Gerth), New York, Free Press.
- Weber, M. (1968), *Economy and Society: An Outline of Interpretive Sociology*, New York, Bedminster Press, 1968.
- Williamson, J. G. (1965), "Regional Inequality and Process of National Development: A Description of the Patterns", *Economic Development and Cultural Change*, Vol.13, No.4.
- World Bank (1993), *The East Asian Miracle*, New York, Oxford University Press.
- World Bank (1997), *China 2020 Series: Sharing Rising Incomes: Disparities in China*. New York, Oxford University Press.
- World Bank, *World Development Report*, New York, Oxford University Press, Annual.
- Wu, Y. (2003), "Has Productivity Contributed to China's Growth?", *Pacific Economic Review*, Vol.8 (1).
- 楊小凱 (2001)、「良い資本主義と悪い資本主義」(中国語)、『楊小凱文集』(中国語) および <http://www.gongfa.com/yangxiaokaiwenji.dwt>
- 袁志剛・顧雲深・陳皓 (編) (2005)、『国際化に向かう金融と管理システムの変革』(中国語)、上海、復旦大学出版社。
- 余英時 (1991)、『中国近世の宗教倫理と商人精神』(森記子訳)、東京、平凡社。